

可認物便郵種三第百六十二月二年七廿治明

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 10. October, 1907.
VOL. XX.

明治廿一年五月創刊

十月二十日發行

明治四十年

監獄協會雜誌

第 二 拾 卷
第 拾 號

監 獄 協 會 發 行

第二十卷第拾號目次

論 監獄法及監獄法施行細則兩案に就て 兒島三郎 (一頁)

寄書 監獄の性質を論ず 藤木香骨 (四頁)

統計 典獄任用試験に就ての意見 天樂生 (二五頁)

救護事業 明治四十年八月末日現在全國囚人罪名別表 原胤昭 (三〇頁)

雜錄 四十五年目の母子再會 原胤昭 (三八頁)

監獄協會記事 新任命令 (六三頁)

第二十卷第九號目次

論 監獄時弊(承前) 上田定次郎 (二〇頁)

寄書 囚人の書信用紙の制定を望む 原胤昭 (二〇頁)

統計 典獄任用試験規定の制定を望む 天樂生 (二九頁)

救護事業 大坂感化院長の談 青森市の出獄人保護 原胤昭 (三四頁)

雜錄 東京便り 香川又二郎 (三八頁)

地方通信 關東州の監獄 岳洋生 (三四頁)

質疑應答 酒と賭博を戒む 扶桑逸人 (六四頁)

監獄法及施行規則案脱稿 各地水害 入佛式 監獄法及施行規則案脱稿 (六六頁)

東京養育院の作業及工賃 山口監獄の發火原因 監獄法及施行規則案脱稿 (六九頁)

監獄協會雜誌第貳拾卷第拾號

論 說

監獄法及獄監法施行細則兩案に就て

刑法は改正せられ實施の期將に近きにあらんとす、刑法の實施に伴ひ刑法施行法は勿論刑法の骨子とも稱ふべき監獄法及監獄法施行細則の編纂さるべきは至當の順序なり、監獄法及監獄法施行細則の兩案は既に業に起草委員の掌裡より主査委員の會議に上り今や方に法理に精通せる委員法曹の間に探討闡究せられつゝあり之と同時に監獄實務家の意見を徴しつゝありて内外呼應無疵の完璧たらしめんと苦心せるものゝ如し、聞説らく監獄法案は百餘條監獄法施行細則案は三百二十餘の條項に涉り施行細則は章を分ちて第一章通則第二章入監より出監の手續に至るまで十八章とせりと現行監獄則の四十餘條監獄則施行細則の九十餘箇條に較ぶれば其密なると麤細なるとは謂はすして明かなり法律調査委員の注意の周到なる起草委員の編纂の煩雜なる而して俱に討究の勞多きを推知するに難からず此の煩勞と長き日月を要して脱稿したる法案なるに拘らず尙小心翼々足らざるを懼れ多年の經驗に鍛へたる實務家の意見を採納せんとせるを見て大に吾人の意を強ふするものなくんはわらず

法は死物なり運用は人に在りとは舊き法言なりと雖も今猶反覆玩味するの必要あるを感ずるものなり金科玉條と誇るも法自身は死物なり人を待つて新に光輝を發し規矩たり準繩たるの價值を生ず法に活

殺の劍なし之を執行する人に與奪の權あり故に法文の密なるに顯なるに由りて必ずしも其羈束の範圍實質の何如を品隲するを得ず改正監獄法及監獄法施行細則の兩案の條項數百に上れるは其巨細緻密なるを想像し得へしと雖も巨細緻密の規定は直に以つて實質の完備を證するものなりと謂ふへからざるの利ありと雖も一面に於ては縛繩となりて舉措進退を羈束するの害あるは既往の事實に徴し敢て疑を容るへからず仄に開ける監獄法及監獄法施行細則の兩案は從來監獄實務家の行動に委したる便宜事項をも羅織したるの迹あるか如し是れ果して監獄當局者の羅針盤たるべきか將に縛繩たるべきか或謂ふ監獄法及施行細則案に規定せる所のものは行刑に關する原則を示し行動を統一せんとするものにして監獄當局者の權能を制肘したるものにあらずと然れども然れども強行的命令法は決して彼此援引的解釋の餘地を存せず嚴格に服従せざるへからざるを以て行動を制肘せられたるものなるや明かなり制肘せられたる行動の器械的に終るや亦豫め想ふべきなり

監獄法及監獄法施行細則の制定せらるゝに當り監獄實務家の要求は毫も制限せられたるにあらず又制限すべきものに非ざるを以て監獄實務家は明晰なる頭腦を以て其法文の内容眞意を探究し尙も實驗に反るものありと認むるときは取捨改廢適宜の斟酌を要求すべく單に法案に限定せる事項に止らず新に添加すべき事項もあるへく些々たる處務の手續を改廢するか如き少くも施行細則に現はれたる枝葉問題は時々單行法令を以て追補削除の途なきにあらずるも根本原則を示せる監獄法の如き容易に改廢すへきものに非ざるを以て機熟せる今日に於て嚴に規定し置くの要あり監獄法は斯業當局者の遵奉するを要するのみならず他の法令と併行關聯すること尠からざるか故に一層明白に且、改革の時期に接して制定するの要あり一たび確定律として發布せられたる法則は屢々變更すへきにあらず監獄實務家及斯業研究の専門家は深く此に顧み研究を積むに日を以てし理論を判斷するに常識を以てし法律調

査委員の立案に重要な資料を供給する處なかるへけんや然れども監獄實務家并斯業専門家に警告すへきものあり監獄法は刑法の精神を貫徹するを以て目的とするものなれば母法たる刑法の圏域を脱出すへからざるに共に他の法令と抵觸するを避けざるへからず隨つて改廢の要求は當然其制限の範圍を超越へからざること是れなり刑法は根本法規なり監獄法は附帶法規なり刑法の規定に矛盾するを許さざるは勿論他の法令と相容れざる要求は今日の場合到底規定し難きを以て宜しく其領域を鑑別する所なくんはあらず既定の法令は絕對に改廢し得ずと謂ふに非ざるも其影響する所廣く極めて重要且つ困難なるものあればなり是れ容易に視易き事柄なりと雖も曩に刑法上に素志を得ざりし要望を提げて監獄法上に貫徹せんと私議を試むる者ありと聞き敢て一言を附するのみ

要するに監獄法及監獄法施行細則の兩案は現に法律調査委員の詮衡に上り同時に監獄實務家の意見と酌量せんとせる時期に際し看過することなく大に平素の抱負を披瀝し殊に法案に缺くる事項を提供し要望するの利益あるを信す而して將來事業遂行の上に驥足を伸ぶるの餘地を保留せんと努むるの必要あるを觀るなり(五生)

監獄則改正に就ての希望

兒島 三 郎

日者聞く所に依れば監獄法同施行細則案は孰れも其の起草を了へ目下典獄の意見を徴しつゝありと此の結果種々の修正又は提案もあらんかなれど大體に於て草案を是認せらるべき筈なり何となれば本案起草者の智識と經驗は多く實務家に依りて信任せられ且つ信任せらるべき丈の用意を費したるは疑ひなければなり

余輩が傳聞する所に誤りなくんは本法案は極めて適切に同細則案は最も詳密に規定せられたりと知ら

る特に近世の法理若くは刑事政策に基き條理と必要と便宜とを參酌し現行法に見ざる所の法文動からす假令は本法に於ては刑の執行の停止、就業に因り勞働力を喪失したるものに對する救済、選擇作業、精神病者の監外治療、逃走者に對する典獄の捜査權、兵員要求權の如き其の主要なる部分とす。次に現行法の規定に改良を加へられたるもの少からずと聞く就中別異法に於て性格を要素としたること、接見に立會を爲さざる除外例を設けたること、徴役法に親族以外の者との通信接見を禁したること、懲罰の裁量範圍を擴大したることの如きは能く新刑法の精神に投合したるの處遇なりと信し深く同感の聲を發せざるを得ず。

同施行細則案に至りては網目錯綜條文三百餘條に渉る浩瀚なる規定にして法制上最も至難なる法典の一たるに拘らず條理井然たるは起草者か造詣の深遠なるを證す若し遇囚上の要件を統一的に規定するは立法の精神なりとせば本命令案の如きは凡そ間然する所なき自由刑執行の基礎的成典と謂ふも可なり唯疑ふらくは人格主義及び目的主義を採りたる新刑法の要求する自由刑の執行に於て斯くまでも窮屈に監獄當局者の手腕を制壓するの必要ありやの問題なりとす。

新刑法の著しく現行刑法と異なる點は裁判官をして犯罪者の人格に由り其の刑を輕重するの自由裁量を許したるに在り斯く自由裁量の範圍を擴大したる所以の理由は適切に刑法の目的を達せんとするに外ならず犯罪者の人格に由りて刑を輕重するの必要且つ正當なるは夙に余輩實務家の唱ふる所にして少くとも其の反響を立法者に與へたるへきは復た余輩の信する所なりとす斯の如き自信を有するに依りて新刑法に對する監獄實務家の感觸は頗る満足に表彰せられ又其の運用執行の上に於て多大の趣味と抱負と希望と熱心とを抱持する所以ならずや。

然り人格主義は常に裁判上の目的たるのみならず行刑上に於ても亦同一歸趣を守るの必要なるは論なし此の意味に於て余輩は監獄法案の採る所の主義は寔に其の適切なるを覺ゆるものとす而して之か施行細則に於て聊か物足らぬ思ひを懷かしむる所あるを遺憾とす。

前にも述べたる通り細則案は監獄の統一のみに著眼して規定せられしもの、如く規定其の者に附ては完璧と謂つべきも其の命令する所詳密に過ぎて垂んと典獄の自由裁量を許さるるに似たり尤も或る僅少な事項の決定を特に典獄に許すの明文なきにあらざるも是等は謂はゞ監督の繁を避くるの規定が然らずんば在監者の自由に加へたる制限にして法の許與したる權限の委任にはあらず監獄の統一は管轄制度の下に於て固より必要なりと雖も同時に此の制度の長する所は監獄の獨立に存す既に獨立と云ふ豈に一定の權限の附與に吝なるの理あるへけんや若し今日の典獄に自由裁量の權限を附與するは危懼なりと謂はゞ已む苟くも人格を主義とする遇囚法に於てしかく監督を嚴にするは所謂角を矯めて牛

凡そ遇囚法は之を物的及び心的の二方面に分つを待へし物的處遇は直接在監者の身體に及はず自由刑の要求なれば之を統一し行刑上の寬嚴を許さるるは最も可なり开は肉體上の苦痛を以て遇囚の手段と爲したるは既に過去の夢に屬し今日進歩したる監獄の目的に反する耳ならず若し之れに統一の規定なかりせば偶ま監獄官吏の愛憎に由り處遇の差を呈するか如き弊害の發生なきを保せず斯くては刑罰執行の公平を失し或は在監者をして刑罰が豫期する以外の苦痛又は恩惠を受くるの奇觀を招かしむること無しとせず假りに監獄官吏の愛憎に由り此等の弊害に陥るの實例なかるへしとするも規定の不備は執行上種々の見解を生し又は誤解を來し延いて監獄の統一を缺くに到るは明白なるへし故に物的所遇の方面に於ては余輩は改正案を歓迎するに躊躇せざるものたることを茲に言明し置かざるへからず余輩が所謂典獄の自由裁量を希望するの範圍は實に心的處遇の方面に限定するものとす。

何をか心的處遇と云ふ曰く教誨、教育、通信、接見及び讀書に關する制限是れなり此の制限に就きて監獄法案の規定する所粗は余輩の意見に一致す即ち多くの場合に於て其の制限を命令に待つを以てな

り即ち法律は在監者に對する心的處遇を以て個人の性格に由るの必要なるべきを認め之れを命令に委
任し以て自由刑の本旨に適合するの處遇を許せり是れ寧ろ新刑法の基礎的觀念にして特に賞讃を捧ぐ
るは諛辭に類す而て細則案を見るに其の敷衍する所の差別を設くる所極めて瑣細に涉りて寸毫も自由
裁量の餘地なきものゝ如し余輩は決して之れを不當と謂はず法の精神を推すときは或は斯くの如くに
して足るものあらむ而も斯くせずんば其の精神に背戾すとは斷言する能はざるへし否な恐くは其等瑣
細の規定を存せんよりは之れを概括の規定となし機宜に應じ斟酌執行せしむるを得策なりと思惟する
ものなり細則案が物的處遇の上に許したる斟酌執行の餘地は之れを許さざるも或は可ならん唯夫れ心
的處遇に於て監獄當局者に任する範圍の狭小なるに驚かすんばあらざるなり有體に言へば人の精神を
支配するは死せる條文にあらすして活ける典獄の人格にあり若し此の人格を羈束するの甚たしきに於
ては遇囚法の運用夫れ危い哉

或は謂はん施行細則の監獄當局者に命する所此の如く窮屈なるものにあらす或は然らん然れども本
法は嚴乎として監督官廳の指揮命令權を認め巡視巡閱の權限あるものは何事に依らず典獄に對し強制
的の指示を爲すことを得るを以て典獄は戰々として其の鼻息を視ふに暇あらず斯くて神聖なる行刑機
關をして一個の傀儡子たらしむ余輩は典獄の自由裁量を云々するは即ち法の授權に依りて明かに監獄
の獨立・保障し兼ねて當局者をして其の見識を讀まらしめんと欲するに外ならず

個々の場合に於て余輩の希望を陳へしむれば曰く監獄教誨の門戸開放を始めとし通信接見の全部許否
權、教育の自由、書籍選擇の自由を典獄に一任するにあり其の理由とする所如上の陳辯に於て略は盡
したるを信す更めて啞々せざるへし願くは法典調査委員諸氏の反省を望む

刑期を短くして行刑の効果を擧ぐる方法如何

高井玉藏

(一) 監獄小史 近來の思潮は自由刑は長からざれば效果なしとの傾向を生せり是れ果して眞理ある提案
なりや先づ余をして監獄の歴史を語らしめよ

十六世紀乃至十七世紀時代を通して歐洲大陸に於ては競ふて乞食浮浪民淫賣婦及不良少年に作業を
強制して社會有用の人物たらしめんが爲めに勞役場を設置したり爾來(十八世紀時代を通して)自由刑
に對する觀念益々發達し殘酷なる刑罰を嫌忌するの思潮を生せり故に裁判官も亦本來死刑或は他の體
刑に處すべき犯罪人を盡く懲役監に下せるの結果懲役監は囚人充溢するに至れり此に於てか囚人を如
何に處遇すべきか如何にして社會有用の人物たらしむべきかの問題を生し監獄事業に光輝を放つに至
れり然れども強制作業を以て行刑上の手段と爲すに至ては勞役場と何等異なる所なかりき之れか爲め
十九世紀時代に於て各種の拘禁制度は研究せられ各種の監獄は建築せられたり一利害相互に論難是
非し改善に更らに改善を加へ因て以て今日の監獄制度を生せり日本帝國幕政時代に在ては牢屋と云ひ
寄場と稱し多少自由刑に處せられたるものなきにしもあらずりと雖も感化的觀念を以て自由刑を
執行するに至りたるは最近の事實に過ぎざるなり

斯の如くにして監獄は發達し來れり夫れ既に強制作業を以て勞働の習慣を養成せんと欲する行爲即ち
行刑手段なりとせば近來に於ける自由刑は長からざるべからすとの思潮を生する偶然ならざるを知る
べきなり

(二) 自由刑は失敗なりや 新に編纂されたる刑法又は編纂されんとする刑法案は益々長期の自由刑を定

め又は定めんとす然れども犯罪は減少せざるなり就中累犯者は減少せざるなり蓋し社會の進運に伴ひ犯罪の誘因益々發生するが爲めなりと雖も一派の論者尙ほ其效力に就て疑ふものなきにあらす曰く累犯者は寧ろ永劫に社會より遮断せざるべからずと論するもの、多くは威嚇的刑罰時代を夢想するものにして現代の感化的思想と一致すべきものにあらずして其根本に於て誤謬存すと雖も併しなから自由刑は長からざるべからずと云ふに至ては短期自由刑の失敗を自白するものなりと云はざるべからず短期自由刑は果して効果なきは是れ頗る疑問に屬す

三自由刑は短きを要す 現代二十世紀の偉人ブラス救世軍大將曰く「罰は短くして鋭といものてなければならぬ長い間人を苦しめて處分すると云ふ事は私から見れば思ひ違つた方と思ふ餘り長いと唯も其人の意思の力を離して仕舞ふ様になるさふして牢から出て來る時に其通り意思が壊れて仕舞つて居りますから出て來る亦最初の心に戻つて仕舞ふ或は監獄の生活に慣れて仕舞つて内に居やふと外に居やふと餘り何とも思わぬ様になる虞もある」と(本年五月發行監獄協會雜誌參照)嗚呼是れ果して事實なりや事實の有無は別問題とするも免に角短期自由刑が長期自由刑のそれの如く効果を豫期し得べしとせば國家の上より觀るも亦人道の上より論するも最大なる福音なりと云ざるべからず併しなから現在の監獄制度は根本的に革新すべきを知らざるべからず何となれば現在の監獄制度は長き期間の拘禁を前提として規程し若くは企畫せられたるものなればなり何を以て之を云ふか見よ作業を強制して勞働の習慣を養成すべしと之れ既に幾許かの期間を豫期して定められたる規程ならずや又見よ教誨教育を施して徳器を開發すべしと是れ亦幾許かの期間を豫期して企畫せられたる制度ならずや之を以て之れを見るも短期自由刑に適切ならざる制度なるや知るべきのみ

四短期自由刑は如何に執行すべきか 余は遺憾ながらブラス救世軍大將の云へりしが如く刑期の餘り長きか爲めに却て弊害を生ずる場合あるを認めざるを得ず然れども短期の自由刑のみを以て國家の犯

罪を總て救治し得るや否や余は之を疑ふ併しなから刑は長からざれば効果なしと云ふものも亦誤謬なりと云はざるべからず何となれば効果なしと云ふ學者及實務家は現在の監獄制度を標準として立論せるものなればなり余は現在の監獄制度即ち長期刑を執行するが爲めに定められたる監獄制度にして革新することを得ば刑期を短くするとも必らずしも効果なしと云ふを得ざるを信するものなり果して然らば短期自由刑は如何に執行すべきか更らに之を云へば如何にして効果を擧ぐべきか左に之れを論述せんと欲す

五拘禁は嚴正分房式ならざるべからず 拘禁制度には雜居式あり數人を同一監房に拘禁するものを云ふ現今尙は多くの監獄に行はる然れども囚人の惡交を防禦するに困難なり監獄は犯罪學院なりと誹謗せらるるものは之れあるが爲めなり又沈黙制なるものあり夜間は獨居晝間は工場に雜居して作業に従事せしむ而して作業中は互に沈黙せしむる制度なり以上の二制度は短期自由刑に適切ならず何となれば相互の交通を嚴禁するを得ざればなり短期自由刑に最も適切なる拘禁制度は抑も嚴正分房か嚴正分房とは晝夜一人を一室に拘禁し囚人相互の交通を嚴禁するものを云ふ米國の多くの監獄に於て實驗したる制度にして最も進歩したるものなり然れども反對の意思を有するもの又多し曰く國費を増加す曰く精神に障害を與ふと然れども斯の種の非難は長期の自由刑を行ふべき場合に云ふべきものにして短期自由刑を採用せる場合に起るべき問題にあらざるなり故に余は刑期を短くして効果を擧げんと欲するに嚴正分房ならざるべからざることを主張す

六作業を廢すべし 作業を強制して勞働の習慣を養成すべしとは既に長き期間を豫定しての立論なり刑期を短くして効果を擧げんと欲するには作業を強制するの必要あるなし否作業せしむるの必要あるなし何となれば練習の期間なければなり元來作業は刑の必然的要素たらず廣き意味に於ける恩惠的手段なり故に多くの場合に於て刑罰の苦痛を減少す況んや作業に因つて社會有用の人物と爲さんと欲し

たる勞役場的政策は少くも短期自由刑に於て失敗の事實を表示するをや北米のフランクソン(一七九〇年死)曰く感化は作業に因りて爲し得べきにあらず只反正と悔悟あるのみと蓋し之れを云ふなり

(七)監獄は寂寥ならざるべからず 作業は囚人を感化する手段にあらず又拘禁制度は嚴正分房ならざるべからずとせば監獄の寂寥たるべきは當然のみ特に之を云ふの必要なが如し然るに尙ほ之れを論ずる所以の者は思想の練磨は寂寥の場所を可なりとなすが故なり夫れ既に囚人の感化は反正と悔悟とにありとせば反正悔悟すべき場所を與ふるは必要な行刑手段ならずやフランクソンの所謂反正と悔悟なるものは現今多くの監獄に於て發見する所の監獄に於てのみの反正と悔悟とにあらざるべし更らに之を云はば教誨師の面前に於てのみの反正と悔悟とにあらざるべし然らば如何なる反正悔悟なるや云ふ迄もなく健全の思想と勇氣とを加味したる眞實の反正と悔悟となるべし斯の如くならずんば安を優勝劣敗の競争場裏に於て効果を生せんや斯の如き反正と悔悟とは何れの時何れの場合に生すべきか寂寥なる一室に沈黙坐の場合ならざるべからず是れ余が監獄は極めて寂寥ならざるべからずと云ふ所以なり

(八)沈黙を強制するを要す 長期の自由刑を採用する監獄にあつては絶対の沈黙は不可能なるべしと雖

ども短き自由刑を採用する監獄にあつては絶対に之れを強制するを要す由來口舌は思慮を亡ふ少くも智識を攪亂す達磨の面壁九年は佛教の眞理を發見せんが爲めなり人生の軌道を脱せる囚人をして良心を喚發せしめ之れを感化せんと欲するには絶対に沈黙せしむること又必要なり

(九)活力ある教誨を要す 教誨は積極的行爲なりや囚人は善惡の識別あるが故に刑の執行を受くるものなりされば善惡の觀念を注入するの必要あるなし故に茲に所謂活力ある教誨とは形式的の神儀行事や形式的の總囚教誨を云ふにあらず斯の如き事からは長き自由刑を執行する場合には宛も吾々が教會に參集し神を讚美するが如く或は寺院に於て佛陀に頂禮するが如く必要な日常行爲なるべしと雖ども

短き自由刑を採用する場合には斯の如き事からは何等必要あるなし必要なが如く其機所なかるべきなり先輩も既に云へりしか如く感化の手段は反正と悔悟とあるのみ然らば如何にして悔悟せしめ如何にして反正せしむべきかブラス救世軍大將の所謂神の愛と人の愛を以て而も消極的に彼等囚人の惡習を矯正する底の覺悟を以て不斷に忠告するあらは之れ其は眞に反正と悔悟とを喚發するを得べきか余の所謂活力ある教誨とは之れを云ふなり

(一〇)出獄人に職業を與ふるを要す 監獄内に於て如何に反正悔悟するも出獄後保護者なく財産なく職業なく衣食に窮するの逆境に至らば聖人にあらざる限りは何人が犯罪せずと云はんや或る一面より觀察するときは眞の正當防衛なり何となれば犯罪せざれば生活すること不能なればなり斯の如き徒に對しては政府は政府の事務として職業を與ふるの設備あること最も必要なり論者或は云はん 刑餘の人にのみ厚しと然れども考一考せよ犯罪の減少は則ち國民の幸福ならずや然らば政府は國民の幸福の爲めに犯罪減少政策を遂行すべきは當然の義務あるものと云ふべきなり豈に徒らに刑餘の人にのみ厚しと云ふを以て放任することを得んや

(一一)監獄官吏に其人を得るを要す 以上論し去り論し來りたる數項は是れ形式的手段のみ之れを以て直に行刑の効果を擧げ得べしとせば大なる誤謬なり蓋し制度は死物なり人を得て始めて活動す殊に短期刑を採用する監獄に於ては其然るを覺ゆ元來監獄官吏は檢察官の如く犯罪を檢舉するものにあらず又裁判官の如く有罪無罪を判決するものにもあらずして有罪の宣告を受たるものを感化するの機關なり故に圓滿にして而も慈愛心に富み彼等の典型となり得る人格を有せざるべからず又種々の事務を整頓し刑罰の威力を保持せざるべからざるが故に精力勇健にして且つ常識を備へざるべからず斯の如き人々を以て組織する監獄に於て始めて短期自由刑の効果を談すべきなり

(一二)結論 監獄歴史は吾人に短期自由刑の失敗を暗示せり之れ畢竟其執行手段に誤謬の爲めなり

余は昔時の(一七七六年)ベンシルバニア監獄協會に倣ふて嚴正分房主義を主張し四人の感化は就中短期自由刑に處せられたる四人の感化は嚴正分房に在つて反正悔悟せしむることにありと斷言せんと欲す若し之れに加ふるに出獄後の保護(職業を與ふる事)を以てせば豈に徒らに自由刑は長期ならざるべからずと云はんや豈に徒らに短期自由刑は効果なしと云はんや

監獄の性質を論ず

土浦分監 藤 木 香 骨

監獄は一種の感化院なり而してすべての官吏特に晝夜彼等に接するところの官吏はその裏面においてすべて教誨師なり否教誨師たるの覺悟なかるべからざるは論を待たざるところにして他の諸役所の官吏とは大にその性質を異にす之れ乃ち監獄に職を奉ずるもの、豫め認知し置かざるべからざるところなり若し之れに反して個々別々に何處までも分擔的精神をもつて形而上感化の方面は教誨師の責任にして一般の官吏は形而下の事務を擔當し責任とすれば足れりなきいふ考をもつて四人に接し形而上の感化を單に教誨師のみに放任するがごときに至りては行刑の目的を誤り教誨を無効にし彼等を改過せしめ遷善せしむることは甚だ至難のことにして遂に行刑教誨の目的を達すること能はざるに至らしむ深く思はざるべけんや

抑も彼等四人と四人をもつての官吏との兩者は一見天壤の差あるがごとく見ゆるも一たび其精神の内容を探らんか毫も間隔あるものにあらず其境遇と因縁の如何によつては誰人も犯罪者たるの名を得るに至るは實に掌るを反すよりも易々たるものなり然るに若し司獄官吏にして自身みづから聖人視し君子視し所謂官吏氣取りし而して後彼等を視察し使役せんか勢ひ苛酷に陥り易く彼等をして恰も先天的罪惡の人かのごとくに思惟せらるゝと共に甚しきに至りては彼等をして奴隸視し蛇蝎視するに至らん

かど危ふまるゝなり若し斯くのごとくにして彼等を視察し使役せんか彼等の精神はますます腐敗し自暴自棄心はいよゝ増長し彼等を善導するの目的にして却つて彼等を惡導するに至るは之れ自然の免かれざるどころならんか

されば司獄官吏たるものは監獄の性質を誤らず絶對的彼等に同情を表しまづ自身みづから犯罪者たるを假定し彼等の境遇と立脚地を同ふし願くば速かに改過遷善の人に導きたきものなりとの慈愛心をもつて而して後彼等を視察し使役せんか例令口頭をもつて直接の教誨こそせざれ其同情慈愛の心は或は口に或は手に彼等を叱咤し彼等を指揮する上において暗に無言の教誨を與へ教誨師の教誨を助力して大いに有望に導くべきは斷じて疑なきどころなり要するに一般個々別々なる分擔的精神を捨て、同心協力一致和合して後彼等を改過せしめ遷善せしめ行刑の目的を達せしめんことを期するは司獄官吏の職務にして又實に一大要件ならんかと思考するなり



典獄任用試験に就いての卑見

山形 天 樂 生

偶々監獄協會雜誌第九號を繕きしに天涯君の典獄任用考査制度の私案あり僕一讀して思ふに此の制度が實施せられた曉果して完美圓滿の結果を見る事が出来るかごうか忌憚なく云ふと今日の司獄官諸君何れ看守長の人達がお受けになるのであるが君の私案に應ずる丈の學殖の充分なる人達のあるものが、ごうか、に歸するのである、しかし上等司獄官の任用であるから試験とならば君のお説位でなくては、ならんか偕て受験者の人々を考へなくてはなるまいと思ふ試に一言僕の説を辯證しよう

第一監獄學、刑事法、之れは何んでもなからう二三學者の欠伸の出る著書でも捻ければ容易に何者たるかは判る、しかし實行は別問題であるが試験に

の、こけをどしの學説を研究したところで試験に應ずるなど云ふことは無理であろう、今少し委しいことは第四の處で述べよう

第三經濟學、こいつは讀んで字の通でない換言すると一寸一例で云ふが大宰春台の經濟學などは別であらうもし、そふなれば由々しき大事だから今日の理財學と財政學の捏ね合はせ、いや搗ぎ交せた丈の至極範圍のせまい經濟學であらうそれなれば普通教科書は千頁内外と見て善からうから、それも、田尻、天野、山崎、松崎など云ふ博士達の手合のように深く弘く、知るには一寸考へなくては、ならぬがしかし監獄では、そう深く必要もなからうし、また試験でもそれほどまでの事でもなくともすむから、まづ千頁内外なら、つかつてある文字も、さまりきつてをるし、するから康熙字典や五車韻府乃至はジャイル氏の字典などを擔ぎ出して考へる世話もないから普通の讀書子なれば三日に一回は讀書して仕舞ふから月に十回三ヶ月三十回見たならごんな、詰まらん頭腦のもので脈管に熱ひ血の通ふて居るものなら呑込んで仕舞ふ

應ずる丈のことは、さばかりに頭腦は耗盡せられまい、しかし僕は次に罷り出る民法と民事訴訟法を入れる位ならば商法少くも破産法、會社法又は編入するの必要があらうと思ふ何故に採用せざりしか分らんから一寸一言してをく

第二民法、民事訴訟法、こいつ中々監獄の如き繁雜な職務に當り居るものに幽鬱冷靜なる大研究がでさよつか少なくも日本の現行法を呑込むには母法たる佛獨の立法例や其他英米の法理等の何者たるかと云ふ素養がなくてはなるまい甚だ淺薄卑近な例であるが第一民法で云ふと人とは如何、權利とは如何其他占有權、賃貸借、留置權等の規定の精神は各國の立法例とも一定して居らね、民事訴訟法で云ふても確認の訴や創設の訴などの非訟事件や人事訴訟事件などに對する根本の法理も各國の立法例が一定して居らんごのこと、隨分例を擧げると數限りもないが、ごつと、こんな始末、こよう云ふ法律を探究するには一般普通學の基礎が要るから言ふは易いが中々書店の古欄に物寂しげに、ころがつて居る著書や私立大學の講義録など

から、これは人にもよるが金融學だの貨幣學だの銀行學だの農政學だの一寸小六ツかしいが、しかし孟子が詰まらぬものとして、けなしつけた、管仲の經濟論孟子をけなした荀子の經濟論、孟子の井田、關梁學校、樹畜など云ふ經濟學が呑み込めたものなら誰れでも二三の參考書を食ひ嚼れば充分である、その上深くやらうと思ふなら賀博士杯の著述された英獨學者の學説が歴史的に書かれたのがあるから、強ち赤髯の原書でなくとも充分探究が出来ることに相成る、しかし夫れまでの必要はなからふと思ふ

第四倫理學心理學、こいつ大變だ、ソクラテスの道徳學カントの倫理說杯を振り回した所で、いくら、ことが出来るものでないこいつを編入しようなどと云ふのはイヤハヤ腹筋千萬斯く申す拙者口幅つたいが一生かゝつても駄目だろう、それが詐と思ふならお祖父さんに聞いて御覽じ拙者は決して法螺なんか吹き申さぬ、少しく拙者の考へた所云ふて見やう一寸待ち玉へその前に一言云ふことがある、と云ふのは今日の官制では典獄

の前途に發展の道が闢けて居らんから一寸大學出身の學士だの私立大學出身だの云ふ人が監獄へは志望しない理窟を云へば監獄は専門的とか終身官とか云ふが、しかしこれは極致の咄であつて、何事も同じで前途發展を希望して居る位の人物でなければ實際一かどの役に立たぬこれが缺點の一、それから法律組織の頭腦と倫理とか心理とかの思案はどうも並行しなひ、恐らく今日法律の大博士達でもこの弊はあらうと思ふ、これが缺點の二、西洋の事を云ふと長くなるから端折り東洋の事短いところで云ふが情へば初學のものが、第一に讀む大學を見ると開卷早々詩云ふか十二詩曰くが一ツ語康曰くなど云ふ書經から引いたのが、たしか五ツあるそうすると第一に詩經これは抒情的に限られては居るが兎にも角にも詩の数が三百十一篇で文字が三萬九千百廿四ある文字を知るからして容易でない随分六ツかしい字が多い其次が書經これは三代の文獻を書き留めたもので多少の批難はあるにしろ、決して捨てたものでない、文字の数が三萬五千七百字、文、奇古、發音も極めて、難澁で

あり文意を會得するにも我々の考では莊子に劣らぬ位六ツかしいと思ふ位、それから論語こいつ大聖孔子の言行録のみと云へばそれまで、あるが、しかし、かう云ふ手合は眞に道學の何者たるかを味ひ得ない學者であつて斷して淺薄な考と云はなくてはならぬ、この論語も煩鎖的とか背自然主義とか云ふ周公の禮を取ることは可成り居られるが、しかし根本が矢張中庸と同じく易經、禮記にあるから、どうしても第一に易を讀まん譯に行ぬ易の事は一寸一言と云ふことに行かない殆んど完全した哲學組織であるから中々一言で話が出來ないから折りを見て書くとして略するが文字の数は一萬八千三百十二字上は伏羲から三代までの數多の頭腦が注入された丈あつて容易に判るものではない、實際今日の先儒大家でも考の付かんところがあるらしい、況んや我々後進のものが一肌ぬいで研究するにしても五年や十年では六ツかしから、易が判れば中庸などは、さらでもないが、しかし中庸は文字の数が僅々四千二百根本は易にあるがそれでさへ元錄時代の伊藤仁齋が疑義を著け

てから以來未だに決定されない所が多ひ、しかし、かりに辻褄を合せ考へが付けらるゝとして以上の大學論語、中庸が判れば孟子や荀子はなんでもなからう以上は只北方數文學であるが、今度は南方數學張本はと云へば老子である惟悅懷説これを主奉した莊子虚靜恬淡寂寞無爲説(道者何哉、虚通之妙理而玄冥寂寞一而不二則無死生無物我無是非無短長無大小無響無方無端無旁無始無已にして殊に内篇に於ける逍遙、齊物、二篇の始は今の所謂純正哲學よりも一步進んで居る其文天下の絶品、措意精深措詞工妙轉折另提視貼找足の妙なる工合なご摸倣すべからざるものあり)其他僞作にせよ列子など讀まなくてはならぬ、次に南北教を統一した韓非子所謂法治至上主義、これからは自分のすきくであるが、しかし、小學、近思錄孝經、忠經丈は参考としてよからふ、一寸東洋の倫理學をやる丈でもかふ云ふ工合であるから中々容易なものでなからう

それから之れを研究するのだが、いきなり捻くつたところを分るものでない、今一寸僕が一番信じ

居る久保天隨先生の講話の中から採萃してみやう「支那文學を遣るとすれば文學の何者たるか、文學史の何者たるかに就いて極めて明晰なる智を以て居ないかぎり、どれ程のことが出來ようかくて充分に之れを呑み込んだ後支那の文學的作品をそれぞれと研究し思想の變遷と其間に存する論理的接續の跡を審にし更に形式上の審美的方面に向はなければならぬのである、しかし、これには基礎的補助學問が必要で(略)すべて文學は内容と外形との調階を以て極致とするのだからこの兩者何を開却してはならぬ、それから文學的作品の内容は時代一般の思潮と個人の性癖とから出來て居る、そこで時代一般の思潮を知らんと欲するには社會學の智識が無くてはならず個人の性癖を研究するには心理學の原理を知らなくては駄目である、次に文學の外形に就いて評量するには修辭學を第一とし美學と云ふ高尚なる學問が重要となる、何處の國の文學にしろ十分に之を鑑賞するにはこの基礎的學問として上述の如く少くとも社會學、心理學、美學を或程度まで研究せなければならぬ、支那文

學でも矢張文學であるから、決して除外例とはならない」とつと、こんな始末だが、果して典獄任用試験に應ずべき看守長諸君に以上の如き大思想家があらうかどうか、もしあるなら何も云ふことはない、しかし偶には協賛雜誌に議論を投寄せられ我々後進のため先驅たらるゝことが希望の至りに堪へず

試験制度には異存はないが科目に就いて一言した丈であるが要するに拙者の卑見は第二第四を削除するにありであるがもし、反対の御意見あるならもつと精しく論じて見やう今回はこれで仕舞

○教誨と囚人身分帳との

關係

巢鴨 二 葉 生

吾輩は新拜命の看守にして囚人處遇など曰ふ六ヶ敷事はまだ分からぬにまけに不文不才である従て筆を協會誌上に弄する考へなどは更になら只思ふた儘を文字に列べ先輩者の教へど一笑

を願ふ積りなり幸に誌上の餘白を惠與せられよ教誨の本旨は道義の所謂善を勸め惡を懲すの點に於て異なる處なし従て教誨の遇囚に必要にして一日も缺くべからざるは吾輩の喋々を待たず監獄則施行細則を一讀すれば明々白々で只教誨は如何なる方法手段に依る時は完全なる効果を奏せしむるかである而して此の問題は吾々行刑の職を奉するものとして研究する價值あるものと信ず而して今日實行せられつゝある教誨の方法は
 一 休役日に於ける一般教誨
 二 工場教誨
 三 個人教誨
 以上の三つである乍併此の方法は皆完全に且つ現實に効果を奏しつゝあるやと曰ふに吾輩をして忌憚なく云はしめば大に疑ひなき能はざるなりである以上三者の内第三の個人教誨は稍々善良なる方法にして亦吾輩の賛同する處であるが兎角今日の教誨は形式的にして心的でない人生共同生活の軌道を脱したる憐むべき彼等罪囚に對し形式的教誨を加へ以て彼等を改過遷善せしめんと欲するは木

に攀ぢ魚を求むると同一である實に今日の教誨は未開の山家で寺院の住職が愚夫愚婦に對する説教と同一否一層劣りて居る如何となれば今日の教誨は因情を詳かにせずた役目的即ち形式的である吾輩或日某教誨師が工場に於てなせる教誨の有様を見た或囚人等は居眠りをなし或囚人はあくびをなし或囚人は指先さで何か土間に畫がきをなし又或囚人等は頸を垂れて互に談話して居るをふして其に教誨を聞く風を裝ふものは教誨師及び戒護看守の面前にあるものばかりであつた如此教誨は如何に酌量しても有益とは判定が下されない吾輩は如斯教誨を加ふるより寧ろ工場外の運動でもやらした方がよいと考へた是等は慥かに因情を詳かにせずして形式的に教誨を加へらるゝ結果ではあるまいかと思ふ假令不完全且つ不規律なる生育を受けたる彼等と雖ども性不善なるにあらず只外部より來る誘引又は刺撃等により悪化したるものなれば彼等の性行を知悉し心的教誨を加へんか彼等を治する敢て不可能の事ではあるまいと吾輩は信するのである然らば彼等の性行を知悉する何に依るか

と云ふに囚人身分帳である囚人身分帳は囚人處遇の根本にして亦教誨の基礎である前科身分帳の如き殊に有力なる資料である東京又は大阪等の監獄では統計を見ても明かであるが囚人が各地の寄り集まりだから囚人の性行調査が完全に出來ぬ假令警察署へ照會するも他府縣から轉籍したる者や寄留者が多いから充分の取調が出來ぬ爲めに満足なる回答を得るとは稀れである従て囚人身分帳中囚人性行の詳かならざるものがないにも限らぬ之れに反して地方の監獄では其の所轄區域内で出生し其の土地で生育したるものが囚人の大部分を占めて居るから囚人の身上調査に至極便利である且つ警察署も都會の如く事務が繁雜でないから充分の取調をして呉れる依て地方の監獄から返付を受けたる前科身分帳には囚人出生以來の經歷等が詳細記載せられた書類が尠くない處が今日の有様では囚人前科身分帳は勿論本刑執行當時の身分帳すら囚人の雜書綴りと殆んど同一視せられて居りはせぬかの如く思はれる吾輩多くの前科身分帳殊に數犯者の身分帳を見るに身分帳は囚人入監の都度當

局者に於て全部一讀一見せらるゝので最終の前科身分帳より最初の前科身分帳に遡り順次に汚損甚だしからざるべからざるに却て反對の結果を呈せるものがある是れ即ち名籍主任に於ては苦心慘憺して前科身分帳を集め因人處遇の參考資料に供せんが爲め折角身分帳に連続するも何人も顧みるものなく全く雜書又は反古視して居る證據である若し前科身分帳をして生命あるものとせば或は泣き或は笑ふならん吾輩は斯く信ず教誨と囚人身分帳との關係は恰かも醫師が病者の現症と病床日誌とを参照し病者に投薬すると同一なりと身分帳は病床日誌にして薬は即ち教誨なり然るを醫師にして病症同一なりとして現症のみの診斷により投薬せんに充分の効果を生ぜざると同じく假令罪質同一なりと雖ども性情同一ならざる囚人に對し同一且つ形式的の教誨を加へ改過遷善の道を講ずるなどは以ての外である吾輩は敢て今日實行しつゝある教誨を非難攻撃するものにあらず只教誨をして有効ならしむるには囚情を詳かにするにあり囚情を詳かにするには身分帳を繕くにあり從て教誨と囚

に於てか監獄に投し之れを拘禁すると同時に之れを誘掖して樂境に趨かしむるなり乍併犯罪に依り絞首せざるへからざる者あり又監獄に入るゝを不可なりとする者あり是等に對しては體刑若しくは金刑、名譽刑を課し又は刑の執行を猶豫す監獄管理の方法は隔離、規律、作業、衛生、書信、接見、教誨、教育、賞罰の七ヶ條とし地方監獄に於て之れを執行す然れども其刑期十二年以上の者は集治監に移し其判決を未だ受けざるもの之れを受くるも確定せざるものは之れを拘留監に置き其期間の最も短きものは被告人と囚人とを問はず之れを留置場に留め幼年又は癡癡者をして不論罪となりたる者は懲役場に留置し尙ほ各監獄に於て罪質、年齢、犯數、其他必要な事項に依り之れを別異す之れを稱して隔離と云ひ消極的方法とも云ふ其積極的方法は規律、作業、衛生、書信、接見、教誨、教育、賞罰等なり監獄は譬へば病院の如し病院は先づ病類に依りて區分し尙ほ病の輕重に依りて區分し而して後外科、内科、眼科、等の術を施すなり即ち區分は消極的方法にして施術治療は積極的方法なり又

人身分帳とは離る可からざる關係を有すと曰ふに過ぎぬのである換言せば囚人身分帳完全すれば囚情愈々詳かにして囚情愈々詳かなれば教誨益々確實となり其の効果を奏す如斯兩者相待ちて始めて行刑の目的も達せらるゝのである尤も行刑の目的は教誨ばかりで達せらるゝものではないが吾輩は只教誨と囚人身分帳とが如斯なる關係を有するかにつき思ふた事を書いて見たのである

○看守教習に就て

廣島 河村鑄太郎

看守の教習に就ては短日月の間に於て須要の科學專業を努むることゝ其困難なるは一方ならず當監にては一般觀念を注入する方法として要旨を採擷することゝせり左 其一 節なり刑を分ちて體刑、自由刑、金刑、名譽刑、の四種とし共に國家が犯人に與ふる所の痛苦にして自由刑は監獄に於て之れを執行し餘は他の官衙に於て之を執行す而て凡そ人たる者は苦を避け樂に就くの性質を有す人一たび刑せらるゝや再び痛苦を受くべからず樂境に趨かざるべからずとの念慮を生ず是

病院は年々新患者の入院するも患者増加せざるは患者が快復して健康となるか爲めなり監獄亦然り年々初犯者入監するあるも増加せず加之現在監人を減少す蓋し患者が本復すべき理由ある爲めなり感化すへき定説を擧ぐれば曰く人皆やまご心あり曰く人皆性善曰く萬物皆佛性あり曰く神に禱りて幸福を享くと入監人員は

にして今假に感化せざるものとすれば年々初犯か再犯となり初犯丈け増加せざるへからず即ち左表の如く累進せざるへからず

年	三五	三六	三七	三八	三九
初犯	二、四六三	二、四六二	二、五〇五	一、四六〇	一、五〇〇
再犯以上	一、七〇八	一、九四〇	一、一一二	一、〇四七	一、〇八八
計	四、一七一	四、四〇二	三、六六二	二、五〇七	二、五八九

年	三五	三六	三七	三八	三九
初犯	二、四六三	二、四六二	二、五〇五	一、四六〇	一、五〇〇
再犯以上	一、七〇八	一、九四〇	一、一一二	一、〇四七	一、〇八八
計	四、一七一	四、四〇二	三、六六二	二、五〇七	二、五八九

右の如く三十九年に於ては一萬二千二百二十三人と

ならざるへからざるに事實は之れに反し三十五年の四千百七十一人に比し三十九年は二千五百九十二人即ち千五百七十九人を減少せり又各監獄を通して現員約六萬人なりしもの五萬人となれり是れ人か苦を避けて樂に就くの現象にあらずややまご心あるの現象なり監獄の痛苦を與ふると同時に改悛を催す所以なり又改正法が刑期三分の一を過くれば假出獄を許す所以なり隔離の層嚴施術治療に利器敏腕を要する興以なり

年	比 較	
	三	九
假出獄	八七 二五	一五八 六七
監 獄	一・七四六	一・二八七
		減 五五九

賞與は三分の二餘を増し懲罰は三分の一餘を減せり三十七八年は日露戰役に當り多數看守の充員召集に逢ひたるか爲め缺員多く之を補たるも事務に習熟せず例年に比すれば檢束戒護其他とも不充分の感ありし時代なりしも國家危急の秋に際し國費

に衣食するは忍び難き所なり乍併忍はざるへからず就ては作業に勉勵して些少なりとも増收を謀らざるへからずと屢々懇諭ありたるか爲め如上の良成績を著はし平和克復後今日に至るまで其狀況を持續せり要するに三十七八年の勉勵の情力は進行しつつあるなり依之觀之犯罪人は遊惰放蕩なり然れども監獄に入りて精勵の習慣を得て出獄せり其情力は止まず入監前に比し精勵の人となるは信して疑はざる所なり放免者に接するの機會少なきか爲め悉く之れを知らざるも被保人の一人たる某は出監後精勵して養め者となり目下妻を迎ひ業務に従事しつゝあり所謂植て見よ花の育たぬ里はなし爲せば成る爲さねば成らぬといふは爲さぬなりけりてあるなり

刑は犯罪人に課する者にして犯罪とは不法行爲にして法律の罰すべき行爲を云ひ此行爲ある者を犯罪人と云ふ如何なる人か犯罪人となるかと云ふに其種類甚だ多し其一斑を擧ぐれば少男少女淫猥の末少女は妊娠し男女之を父母に告ぐるも父母怒りて婚儀を擧げざるに孕女は出産し餘儀なく少男の

父之れを引受け己の子として戸籍の登録を求め實父は實子の兄となり孫は父を兄とし祖父を父として父子の關係を紊し而して一面實父は更に正妻を迎ひ子を擧げ二人の幼兒は兄妹の如く祖孫の如く家道遂に亂る二子は風波の間に生長し長子は菓子行商となる由來本商は遊惰の者を得意先とし始は販賣の利益ありしも終には遊惰の風感染し菓子行商の器具をも失ふに至る再三家人大ひに怒り之れ

なる紙漉き機關の如しとは云ふなり然り監獄は不良の民を集めて之れを感化し良民となして出獄せしむ即ち國家有用の臣民と化する所なり恰も紙屑を買ひ集めて紙を製し販賣して國家の用に供する廢物利用の業と其趣きを均ふるなり

○京城便

山川定

を逐ひ家は二女に婿を撰ひて繼かしむ長子居るに所なく食ふに食なく餘儀なく惡僕の徒に入り罪を犯し監獄に投せらる滿期放免の後家に歸れば一層の怒に逢ひ前の經路を再ひし三たびするに至る者なり犯罪人の身上關係は父母を有する者あり父母を有せざる者あり父母を有せざるか故に犯罪に陥るの事實あるを認めず只父母は出生するも愛養せざるか故に父母を尊重するの念乏しく反て父母を怨む者あり概して之れを云へば父母を遺忘し居るなり而して往々生年月日を知らず文字を知らず財產なく職業なく正妻なきなり乃ち在監人は社會人類の下層者の集合體と云ふて可なり故に監獄を大

海牙事件は遂に破裂して皇帝の讓位となり日韓協約の革新となり韓兵と我警察隊の衝突となり日韓兩兵の交戦となり上を下への大擾ぎ天下太平の今日又と見るへからざる好機に際會親しく戰鬪行爲に參加するの幸榮を得自から強行偵察隊長となり糧食係長となり死體收容部長となり自傷者救治事業に従事する等非常事變今尙全く終熄に至らず明暮れ忙殺せられ居候故に乍思御無沙汰致候御諒恕被成下度候

四王天氏も不日韓國の典獄官に任命せらるへく三重縣より轉勤の井上君は京城監獄の相談役名古屋より此頃出向を命せられたる鯉江君は理事廳監獄を主宰し山口監獄元三課長則近君は警務局に在り

て目下各監獄改良案を編成せられ居候只小生の
みは監獄事務には更に關係無之日に警務顧問本部
に犬馬の勞を取りつゝある次第にて前陳僚友諸氏
が非常なる熱心を以て韓國監獄改良事務に従事せ
らるゝは衷心感謝を表し居候
無責任には候得共相變らず韓國奇聞の一二申上度
御笑覽の榮を得ば幸甚

◎「間の抜けし喧嘩」韓國人喧嘩は誠に悠長なり
先つ二三十分間は互に口を極めて罵り馳て兩方
に別るゝと思へは二三間行きて又歸り來り初め
の如く罵り合ふなり斯くすること數回減多に怪
我抔する氣支ひなし

◎「韓國人の二道樂」日頃怠惰にして暇さへあれば
喰ふ寝る遊ぶの以外何等の考へもなき彼等の事
とて其日常の挨拶振りも此の事に止どまり居る
如く思はる内「喰ふ」と云へる言葉は最も廣く用
ひられ居り普通の意味の外酒を喰ふ煙草を喰ふ
金を喰ふ(儲ける意味)抔は未だしもなれど耳の
遠きを喰ふと云ひ物を賣りし事も喰ふと稱す次
に朝人に遇ひし時日本なれば「お早ふんひます」

と云ふべきを「能くた眠みなさいましたか」と云
ひ又他人の家を辭する時日本にては「左様なら」
と云ふべきを朝鮮にては「座てた遊ひなさい」と
云ふ能くゝ怠け者に出來上りたる人種なりと
云ふへし

◎「朝鮮人の嫌ふ物」朝鮮人の嫌ふものを擧ぐれば
第一梅干にして之には大抵の朝鮮人は閉口す其
次は蓮根にて何物に依らず苟くも食し得るもの
は何品にても食せざる事なき彼等には甚だ不似
合なる次第なるが從來蓮根を食料とせざりしこ
となり近來邦人に倣ひて喰ふ者もあれど至て少
數なり左る代り蓮の實は之れを賞美す故に盛に
花を咲かせて實らせ根を養ふことをなさず邦人が
花を咲かせてすして根を太らせると全く反對なり
「糞便や粘土が藥」朝鮮人は腫れ物切り創等を治
するに粘土を用ゆ其調合法は床上の土籠の土山
の土井戸の底の土根根の土及び方位家の選定せ
し土地の土抔をいろゝに交合せはすなり更に
不可思議なるは人糞の上に犬の糞が重り居る時
は之れを珍重がり乾燥して混合の粉末劑を造り
頻死の病人に與るとか

統 計

明治四十年八月末日現在全國囚人罪名別表

(△増減)

官吏ノ職務ヲ行フヲ妨 害ス 附加刑ノ執行ヲ通シ 貨幣偽造 官印官文書偽造 私印私書偽造 賭博 謀殺 放火 打創 墮胎 強姦姦淫 誣告及誹毀 竊盜次ノ三項ヲ除ク	四十年八月末日現在		増減		四十一年八月 中ノ新受刑者		前月ニ比シ	
	男	女	計	前月比較	前年比較	増	減	増減
	一〇三	一	一〇四	△	△	一四	一	一
	三九	一	三九	△	△	一七	一	一
	八五三	二四	八七七	△	△	九	△	二
	一、五四二	六	一、五四八	△	△	三二	九	二
	一、二六五	二六	一、二九一	△	△	九五	四九	一
	一七	一	一七	△	△	一〇	五	一
	一、四九一	六六	一、五五七	△	△	七三〇	一三八	一
	一、五八〇	一八五	一、七六五	△	△	一〇六	一四	一
	一、一五一	四一九	一、五七〇	△	△	一七	六	一
	一、九七〇	三六	二、〇〇六	△	△	一八三	一	一
	一五	二六	四一	△	△	九	一	一
	二六六	二六	二九二	△	△	二二	六	一
	四一	一	四二	△	△	三	一	一
	二一、八二三	七五七	二二、五八〇	△	△	二、二五八	四七	一

救護事業

○四十五年目の母子再會

原 胤 昭

茶話會の小話 記者の御求めに一寸綴りて

頃日子が門を訪ふ者あり、釧路にて御厄介になり
ました小林熊吉と、釧路は十數年前予か教誨の職
を冒せし監獄所在の地名、忽ち連想する囚人、囚
名に記憶ある小林熊吉、直ちに事務室に招し、相
見れば確かに見覚えある面貌、彼は満面に喜びを
湛へ、且那れ久しうございました、と涙を浮べた
る挨拶には感慨溢るゝものありし、能く尋ね來れ
りご歡待して聞けば、彼は岡山の千輪君の添書を
携へ今回岡山監獄より放免し來れる趣を述ぶ。

二十四年目の青天白日

熊吉は強監傷人罪無期の減刑十五年と北海道にて
服役し前刑と餘罪刑のため岡山に移送せられ今回
滿刑放免せられしものなりと、彼、岡山を放免せ
らるゝや、兎に角も親の生死存否を確かめんもの

と東京さして旅立ち、當時下附の金七十餘圓あり
千輪君を始め監獄官の懇なる注意を受けて旅装を整
へ先づ汽車で神戸へ、之より安直に汽船と云ふ段
取りにて、

放免と云へば孰れの出獄人にも青天白日、飢渴熱
望の日なるが熊吉には尙更、熊吉は實に二十四ヶ
年目の放免なりし、眼に見へ耳に聞ゆる萬事萬物
皆な新た、有頂天、宿屋に這入り、入らつしやい
と云はれて喫驚りし、宿女に給仕されて赤面し、
茶碗の蓋、碗の蓋を取るに勝手が分らず恥しくて
マゴッキ汁を溢した、我乍ら斯んな事ではと途方
に暮れ、さて勘定となつた、七十金は旅中を警戒
し三十圓は腹巻に潜ませ、四十圓を小出しに懐中
し、今は遣ひ掛て三十餘圓、此の小紙包を、探れ
ど、懐中にも風呂敷包にも、いつの間にか失せた
か、落したか、音に聞くチボにやられたか、見事
消へ失せて仕舞つた。

岡山へ後と戻り

思案に暮れた、岡山神戸此間既に此の失敗、斯く
ては此の残り少なる金圓を携へて、活き馬の眼さ

救

護

事

業

へも抜くて、東京まで遙々出で、如何はならん、
成程出獄人保護と云へる業の必要こそ我が身の上
と、於爰忽ち踵を返して岡山に後と戻りし、少し
く社會に馴るゝ間も保護院の御世話を乞はんと、
之を千輪君に求めしに保護院の規程は監獄より放
免直ちに來る者にあらざれば收容せられず、一ト
度神戸まで踏み出し若干の日數を程經たる熊吉は
保護せらるゝ資格無しとて拒絶せられぬ、さらば
岡山は彼が元の犯罪地にして二十餘年を隔てたり
とも舊知の存在もあれば少時は此所に足を止めん
とせしも、其不可なるを千輪君に論され、夫れよ
り東京は原へと云ふ事に語り及びて千輪君の添書
を携へ、數日逗留したる千輪君の宅を辭し來りし
ものと知られたり。

被保護人の附き虫

予は之を諾して收容したり、儲こゝに一事あり、
また玄關に一人待てり熊吉の連れと、仔細を聞け
ば船中にて懇意になりし者にて某代議士を尋ね往
くとの道連れなるが、何はとも斯かる關係者を得
ざるは熊吉の保護上好良ならねば懇に論し明に

其交際を絶たせて追ひ返したり、予が小經驗によ
るに斯んな曖昧な知人の交際が出来るは保護誘掖
上甚だ都合悪しきものなれば勤めて斯んな虫を附
けぬ用心をなせり。

金比羅詣りの熊吉

さて熊吉を保護するに何ものが先決問題ならんか
云ふ迄も無い親の存否である、然るに熊吉の母は
父が素行の良からぬまゝに熊吉が七歳の頃に幼き
弟をも殘して離別し去り、あとに父は刻哀を家業
にして二兒を養ひありしが、熊吉は十一二歳と思
ふ頃に家を飛出し、不良少年悪兒童の群に入り巾
着切り小僧と化し行き、十二三歳の頃金比羅詣り
と云ふ二人悪童と連れ立ち箱根まで行き、山中に
て道端の掛茶屋の椽臺を昇き出し打毀して薪とし
暖を取て山籠りを爲す、此の火の手によりて土地
の人に追卷かれ二人は押へられしも熊吉は殊に幼
稚なりしに追ひ放され、是よりウロン、漂泊して
中國にまで入りし。

雲を掴む探しもの

ざるからに親の居住は勿論、氏名さへ定かならず

眞に雲を掴む探しもの、それやこれやと聞糺すうちに彼れの母の生家は其稻荷神社の神職なりしと、勿論五十年餘の昔事ではあるが、今は屈強の記懸なりと、熊吉を勵まし二度ならず三度まで、其れから其れと探り探らせ案を凝したるに、最後熊吉は大喜悅の顔面を以て歸り來りて曰く「母は生きて居るらしい無論八十歳以上でしょう、弟も居るらしい」と關係者は予の名刺を受取てより安心したらしく「孰れ此方より原さんの所へ返詞をする」と云ひました、母は近縣に、弟は東京に居るらしい」ところまで事實は確しかりました、予は年來の間、斯んな事情に際會したる事四五ならず、親子兄弟の再會、所在不明關係者の搜索など工夫に工夫、手數に手數を掛けて、之れが分りうになり突留が附いて來た時の愉快さ一種の情感は得も云はれぬもの、愈よ目的を達し成効した曉の嬉しさは眞に感謝、適ふありし事乍ら此の歡喜は實に平常の苦感十百を償ひ得て餘りあるもの、此種事業に當らるゝ諸君には同經驗の多々あらるゝ事ならんも。

斯くて予等は此の返辭を待詫ひしに、一日を隔てたる朝、端書は來れり、淺草某の弟の宅まで午前十時に來たれ老母も其所にて面會する、と實に予と予が家族は聲を揚げて喜んだ、熊吉は唯だはや涙のみ。

予が心は未だ冷くあつた

母に會へる日出度き對面、理髮して奇麗になつて往け老の服を喜びせよ杯と指圖せしまゝに、彼が支度整へて往きしは九時、弟の宿と思ふ所に往つたは九時半、まだ十時には早かりしも、はや此家には極老の婆々は來て居た、ナア二十時どころか昨日の知らせで直ぐに來たと、予が冷き指圖で尙も多く老人を待遠くあらせせは氣の毒、
 母が出て來たと、モウ死んだのであらう、何を云ふにも四十五年、影も形も音も沙汰も無いのだから死んだと諦めゆるより仕方は無い、とは云へ連れ添ひし人は離別後明治の前に病没し、再縁した家では子も成したが不仕合にも離別し、三縁した家は思ひ掛けぬ仕合せにて其夫も今は亡き後ながら樂隱居、何に不自由、何の憾も無き身分、他

所の見る眼も美まるゝ何處に苦勞があるやらんと思はるゝ隱居の胸間、晴れても晴れず、寐ざめ悪しきは初めて産みし一男兒の行衛が知れぬ、死んだか生きたか、人目忍んで幾度か取る御圖も、西と云ふ古方出れば、東と云ふ八罪も出る、東雲に光り照らさぬ朝は無けれど、我子の音信は聞もせず、胸の涙は乾く間無けれど、寄る年波は遠慮無く八十の坂も過ぎて三ツ四ツ、かこちあかしてありし一日、飛び込みし郵便、悴が出て來た、廣が達者で尋ねて來た、と夢か現つか、ナニ明日の午前十時何もあるものか、取るものも取りあわず、今日計りは汽車の速力もどかしく、來り見れば翌日の朝ならでは廣は來ぬと、前宵はひとまどろみもせず、待詫びしよとの先づ挨拶。

生命が三年儲りました

四十五年間の問ひと答へ、母子三人の再會、喜劇、いつ迄話すも盡る時無く、斯くては原の旦那も案じて居るからとて母なる人の手を取りて關係者の家に送り込み、唯今歸りました、母は今度は之にて一度歸國し改めて旦那の處へは御禮にあがりま

す、と申ましたと、それより此の一日の大活劇を聞き取れるなりけり、

さて旦那、私は母や弟に逢ひましたばかりか、生命も三年儲りました、とろは何事かと聞けば、ヤクザ者には有りうな事だ、母がたまへは幾つになつたと云ひますから、五十四サと答へましたら、馬鹿野郎、自分の歳まで無茶苦茶にして仕舞つて居らあ、たまへは巳の年生れて今年は五十一だよ、原の旦那に籍を附けて頂くなら五十一にして頂だけ、と云つて三年儲りましたと、光を帯びた顔をニコ／＼しての話

奇遇又奇遇

而して母は歸國した事と思ひ、熊吉の保護上第二問題に進んで就業、其翌、業に出さんとして居ますと、門に人あり、老婆は關係者の意見にも従はず常方を尋ねて來ました、老婆は予と予が家族に親しく會ひ一層の喜びを加へました、こゝに又奇遇、老婆が生家は程近く、老婆が再嫁したる家の居住地は予が出生地の日本橋區南茅場町にて同一町内なりし、幼稚の子は覺えざれど老婆は予が家

門親族の事まで悉しく知る者なりしに一層の喜を加へ、熊吉も亦一段と親愛の情を加へしは奇。

同囚の變化

四十五年目の母子再會、三年の生命を儲けてが、頗る趣味を有する事實なるに尙も面白き事實あり、熊吉に眞の改悔 所謂精神上の悔改、宗教上より云へば眞の信仰、起らざりしならば此の好結果は無かりしならん、改悔美談とも云はゞ之を其一に加ふるも不可なかるまじ。

熊吉、強盜傷人罪無期徒刑執行中釧路監獄服役の際適ま基督教主義の教誨を受け、聖教に意を傾けし折柄同房内に大杉小作なる囚人あり、熱信なる基督教信者となり、彼が改心の實行は終に悪奸小林熊吉の心を動かし信念を引出したり、大杉は出獄後悔て謹嚴なる生涯を踏み今尙現存常に予に文信ある者なり。

罪が残つて居て困る

釧路に在る一日熊吉は教誨師に相問ふ一事を携へ來りたり、我れ神を信す心より罪を悔ひぬ、斯くして見れば、尙残れる罪ありて困る、我に包藏す

る大罪あり、之を如何にせん今にして之を自首すも無期徒刑の身の更に利害痛痒無し、神の前にさへ懺悔なさば公の自首はなさざるも可ならんか、利害無き事に官署の手数を加ふるも心憂し、此儘に過ぎんか、どうも罪が残つて居ては困る、いづれ無期徒刑の身の監獄の土になる事乍ら心丈け安くして貰ひたいと、切なる求に予も同情し其自首を開き受け相當の處分を受けさせたり。

自首したる罪狀

自首の罪狀、熊吉は強盜數犯の後強盜罪により懲役十年の刑を受け岡山監獄に服役す、此際彼れは十二人と共謀し破獄逃走を企て十二人を指揮し數日間非常なる勞と策とを加へて監下を穿ち隧道を造り構外に達し、十三人一時に逃亡し、外に出でて數ヶ所の強盜傷人等の大罪を犯したる者なりし。

眞の青天白日

若し熊吉に眞の悔改無く前刑を隠蔽しつゝありしならんには無期減刑の放免に會ふとも包藏罪の發覺を恐るゝがまゝに此の放免は眞の青天白日として迎へ難く、勢い身を隠し暗き道を取らざるを

得ず、暗き道は暗き業の場所、犯罪行動を重ねるより外はあらざりしならんに、

此の自首が自己の利益になるだらう杯とは毫も思ひ量らず、唯だ残れる罪に困じ果て、人の前にも神の前にも潔くなりたく思ふ清き心根より悔い改めの實を呈して爲したる自首にて、服役年月は長びきたるも今回の放免こそ眞の青天白日なりしにぞ、何れに慣れ職さ無く、大手を振つて東京へ予が許へも大威張りで訪い來る事のできたるは、此の好結果、母子再會の大喜悦を得たる原因ならん、深く考ふれば實に興味ある事實、吾等道に働く者の愈よ意を強うせしめらるゝ事實なるを善び、聊か記して同勞者間に報す。

北海道網走の保護事業

網走の永壽寺住職寺永法專氏は明治二十九年二月以來出獄人保護に努め六十餘名を救済したるも時勢の進歩と共に益々事業の擴充を要するものあり一己の微力は其希望を果す能はざるを以て今回左の趣意書及規則を發表し廣く慈善家の贊助を求め

つゝあり

凡そ一國社會の安寧秩序を保持し民人の福祉を増進せんと欲するは吾人宿昔の希望なりと雖も其之を妨ぐるもの蓋し犯罪者の増殖より甚しきはあらず願て我邦の現狀に察するに夙に泰西の文物制度を採擇して刑事及行刑政策を改善し犯罪の防遏救治に銳意するものあるに拘らす年々歳々幾多再犯者の増加を見ること豈嘆すべきの極ならずや意ふに犯罪救治の事たる當に行刑制度政策の刷新改善及監獄當局者の獨力を以て奏効を期すべきにあらざる必すや之か後援ありて始めて其目的を達し得べきのみ然らば行刑即ち犯罪救治の重要機關たる監獄事業の後援とは何をや曰く免囚の保護則ち是なり人生無告可憐なる者之を鰥寡孤獨と爲す然れども一度刑辟に觸れ繫獄幾星霜の後出で、は郷黨の爲めに厭惡せられ稼穡を求むるも能はず倚るに家なく頼むに所なく流離放浪の末竟に犯罪を餘儀なくするもの嗚呼其憫むべくして且つ悲惨なること果して前者と孰れど具さに累犯者の經路を探尋せば概ね

皆然らざるはなし社會の出獄者に冷酷なる亦甚しからずや故に今日の社會は刑餘の同胞を驅て罪惡の渦中に投し因て以て犯罪を助長せしめたるの責を分たさるへからさると同時に少くとも之を救済するの義務を負荷せずんばあらざるなり法專身苟も佛陀の教を奉し利民濟度を以て天分と爲す此の無告の刑餘者に對し一掬の涙ながらさるを得へけんや故を以て明治二十九年二月以來出獄者の保護に従事せり雖も力微にして其數未だ六十有餘名の上に出づること能はざるを憾す依つて茲に慈惠院なる名の下に於て汎く世の同情に訴へ這般事業の擴充を謀り一は以て佛陀の教義に懸へ豫て人道を裨補し他は以て社會の安寧福祉に資する所ありしめんと欲す其方法は載せて後章にあり請ふ此に翼賛せられんことを

- 寺永慈惠院規則
- 第一條 本院ハ寺永慈惠院ト稱ス
 - 第二條 本院ハ網走水車寺内ニ置ク
 - 第三條 本院ハ網走監獄出獄者ニ保護ヲ與フニ以テ目的トス

- 一 發助員
- 本院ノ事業ヲ援助スル者又ハ一時金拾圓以上若クハ毎年壹圓以上寄贈スル者
- 一 准發助員
- 一時金壹圓以上若クハ毎年叁拾錢以上寄贈スル者
- 物品ノ寄贈アリタルトキハ時價ニ換算シテ前項ノ區分ヲ定ム
- 第十二條 本院ノ成績及收支決算ハ毎年一回報告ス

○愛媛縣の保護事業

愛媛縣知事安藤謙介氏は過般管内都市町村及警察官署に對し訓令を發し出獄人保護の必要を説明したる趣旨を敷衍し併せて出獄人保護取扱手續を定めたる由にて同手續は同縣下に於ける出獄人のみならず他管内より歸住する者に就ても適用するものにて松山監獄の柿木原典獄は其實行を期する爲め他管より歸住する者の身上關係を當局者に通知せしむ各監獄へ協議したり而して保護すべき者は(一)貧困の爲め犯罪に陥りたる者にして保護の必要ありと認めたる者(二)偶發的犯罪にして保護の必要ありと認めたる者(三)未成年者にして保護を要

- 第四條 本院ノ事業ハ率子左ノ如シ
- 一 監視引受人ナキ爲メ出獄シ能ハサル者ニ其便宜ヲ與ヘ又ハ其引受ラ爲スコト
 - 二 出獄者ニシテ船待滞在ヲ要スル者ニハ宿舍ノ給與及船便紹介等ノ便宜ヲ與フルコト
 - 三 被保護者ニ對シ職業ノ紹介ヲ爲スコト
 - 四 役員ノ評決ヲ以テ前各條以外ノ保護ヲ爲スコトアルヘシ
 - 第五條 保護ノ期限ハ四ヶ年ヲ以テ最長期トス
 - 第六條 本院ノ司獄官及警察官ノ紹介アル者ニ限り保護ス
 - 第七條 被保護者ニシテ本院ノ規則及告示等ニ違背スルトキハ其保護ヲ解クコトアルヘシ
 - 第八條 本院ハ特志者ノ寄贈ニ係ル金品ヲ以テ維持ス
 - 第九條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 院長 本院ノ事務ヲ掌理ス
 - 一 監督 三名 監督ハ特別發助員ヨリ撰拔シ本院ノ事業ヲ監督ス
 - 一 助成員 若干名 本院ノ事業ヲ助成ス
 - 第十條 本院ノ趣旨ヲ贊助シ金品ノ贈與アリタル者ヲ發助員トス
 - 第十一條 發助員ヲ分テ左ノ三種トス
 - 一 特別發助員
 - 特ニ功勞アル者又ハ一時金貳拾圓以上若クハ毎年貳圓以上寄贈スル者

する者と認めたる者に限ること、せり保護を要すへき者の身上關係を知るの資料としては左の事項を詳にするを要すと通報せり

- 一、原籍氏名年齢
- 二、歸住地
- 三、罪名刑名刑期犯數
- 四、出監事由
- 五、犯罪理由
- 六、在監中の性行及改悛の情の有無
- 七、役業狀況及技能の進否
- 八、出獄後就業の有無
- 九、宗教に對する信念
- 十、授學の成績及將來の希望
- 十一、衛生上注意すべき要件
- 十二、出監時の領置金額及下付方法
- 十三、惡友關係(在監中者信接見等の關係に依り候慮へすべきものと認められしもの)
- 十四、保護上特に注意を要すべき點
- 十五、其他必要と認めたる事項

知事の訓令及保護取扱手續は徳島石川青森等各縣のものと同小異にして、市町村長警察官は出獄人に對し第一次に家族親戚第二次に區長組長總代其他隣保をして之を保護監督せしめ第三次に自ら之を保護監督し其性情を改善し良民たらしむるに努むへしとの一項追加せられたると保護出獄人の成績を一月並七月に報告すへしとの點異なるもの由

雜 錄

丁未課筆抄錄 岳 洋 監

四百四十三

本日、來訪の支那留學生某を病室に延いて漆かぶれの筆談を試みた所が學生の曰く「此症支那常有從前學生亦曾染過此症、不用醫者、支那習慣、俱用韭菜與及薄薪木、泡熱水洗之、自愈」と、最ふ少し早かつたら試みて見ても宜かつたと思ふ

四百四十四

燕尾服を着るべき席へフロッコート、フロッコートで済む所へ燕尾服で行く、是れほど極まりの悪いことはない、僕は兩方とも失策の経験がある、一つは瑞西のジェネープで州長の名を以て招かれたる園遊會に燕尾服を着用して問まされたと一つは伯林でスタルク博士より招かれたる午餐會にフロッコート着用で罷り出て恐縮したること此二つの失策は今から想ふても顔から火の出るやうな感がある、園遊會の方では外にも二三人の仲間

七月十九日

四百四十五

三十六年五月藤村操が華嚴の瀑に投身以來本年五

月で(四年間)同所に投身したる者三十八名、未遂者七十二名、合計一百十人の多きに達したと云ふことである、死して華嚴宗の開山となる、また一種の成功なりと理屈の付けられぬこともあるまいと思ふ

四百四十六

獨乙の監獄などに行つて居ると監房揭示の内に鳩に餌をやつてはならぬ若し犯したる者は麵麩の減量又は其他の懲罰を以て處分せらるべしと云ふ禁制の記るされてゐる向がある、分房孤棲の身には動物もまた一の慰藉の友である、昔しから随分鼠や小鳥をなつて鐵窓生活の單調無聊を破るの手段に供したと云ふことを聞く所であつて鳩に餌ばすと云ふ位のことは大目に看過してやつても善ささふに思ふ人もあらう、併し是れは今日の真摯なる行刑殊に分房拘禁の實質を辨へざる素人觀たるに過ぎずして國家行刑權の威力と改良進歩したる獄制の價値とを與如したるものなりと謂はざるを得ぬ、殊に鳩とか鼠とか云ふやつは監獄に取つて最も厄介なる害物であつて百方之れが驅除を務め

七月二十日

四百四十七

僕、監獄懲罰と刑法處分とを併科することの穩かでないと云ふ意見を持つて居る者である、此ことは拙著監獄學(四九五頁)及他の單行論文にも論述して置た所であるが我が今日の實際に於ては之を併科し得ることになつて居り事實また之を併科するの場が多いやうである、普國の監獄則(一七四條)に依れば犯行に依り求刑したる場合に若し其事件が不起訴又は無罪に終決したる場合に非ざれば同一の犯行に對して懲罰處分を科するを得ず無罪の宣告ありたる場合にあつても其犯行為が行為自身として獨立に且つ裁判事件の目的物となりたる法定の犯罪行為と關係なくして單純に監獄秩序の違犯と認め得らるべき場合に非ざれば懲罰を

があつたからそれ程にも思はなかつたが午餐會では唯さへ異人種の珍客として目立つ所へ獨りゴツチ、フロッコート扮装と云ふのであり殊に某分關の手を引かねばならぬ役廻りを仰せ付かつたのであるから本當に穴があつたら逃げ込みたいやうな辛らい／＼思ひをなしたのである、洋行する人などは餘つ程此邊の呼吸を辨へて置かねばならぬことであらふ、尤も僕のこんな失策は何れも初回目の時で其後には先づ類似の失策を繰り廻へしたことはないやうに思ふ、

日本では確かにフロッコート濫用若くは虐待せられて居る、地方などに行くとた役人の洋服と云へば殆んどフロッコート一式のやうに見へる、禮服兼帶の經濟主義から割出されたのもあらふが餘り甚しく不斷に虐待せられてゐるが爲めに折角の儀式等の場合に禮服の見榮へのせぬのは頗る遺憾のことである、

ても何ほ盛んに繁殖して之れが爲めには監獄經理上、常に尠からざる損害を蒙むりつゝあるのである、驅除を務むるの一方に之を飼養する者あるを寛容すと云ふが如きは是れは到底不可能のことである、

科することが出来ぬやうになつて居る、規律罰と刑法處分とは其性質の異なるものであるから之を併科しても差支へなしと云ふ者があるけれども本來監獄の懲罰は受刑者に取りては本刑以上の一の重き處分である、一事重罰せず *nebis in idem* の原則は宜しく此場合にも適用せしむべきが至當のことであらう、

四百四十八

同文同種族の間柄でも獨乙人と澳國人とを較べて見ると其人情風俗の上に大なる相異がある、僕は澳國には滞留の日も長く従て知己にも甚だ乏しいのであるがどふも澳國人の方が遙か快活で親切で前して我が日本人などに對しては非常に同情心を持つて居るやうに思ふ、僕は一昨年前後一ヶ月半計り維納に逗留して各方面の人と交際したのであるが今は一々其名をさへ記憶して居らぬ者の多いに拘はらず時々音問を通じ又は各種の有益なる出版物を送付して呉れる者が少くない、出版物などは發送者の名が書いてない爲めに何人の厚意に出でたるものなるかを知ることが出来ず、挨拶す

るにも困つて居る、先方では多分名がなくても其種類に由て發送者の誰れなるかを僕が推知し得るたらふ位に信じてゐることであらう、

四百四十九

近來各監獄に於て追々囚人看護用の備付書籍を増加せらるゝの傾向あるは誠に喜ばしきことであり、書籍の増加と共に當局者は多數の囚人に對して成るべく廣く且つ普く轉々交換して看護を得せしむるの利用法を講せらるべきことであらふと思ふか是れに就て余の不圖思ひ付きたることは、書籍が恐るべき結核、性病、毒の傳播を媒介するに至りはせぬかと云ふ懸念である、と云ふのは吾々にしても善く爲ることであるが讀書の折にやゝともするに濡らした指を紙端に付け易いものである、殊に日本紙の古本などになると實際之を用ふるの必要があるやうにも思ふ、囚人にしても必ず此筆法で書籍を繕讀することであらふが是れが即ち微菌製造及傳播の恐るべき力を持つ譯であつて之が取締は甚だ困難であらふけれど是非何とか相當の方法を講じ差向き結核病囚に貸付すべき書籍の

如きは始めから全く其使用を専定し置くことが必要であると信ずる、

七月二十一日

四百五十

曾て白耳義の監獄を參觀した時、病監は勿論各事務室、看守の詰所、交番所等に簡易救急療法及之れに要する藥品器械等の名目を記したる原紙の掲示票を備付けあるを目撃し參考の爲めに一票を請受けて今も尙は之れを所持してゐるが是れは一つ我が監獄などにも採用して見たいものと思ふ、若し幸に掲示票の外、尙ほ病監擔當の看守を始めとして看守部長以上の者に平生、救急療法に關する一と通りの心得方を會得せしめ置くことが出来たらば夜間必ずしも監獄醫を當直せしむるにも及ばぬことになりは爲まいか、宿直は兎も角、一般の官吏に此心得があつたならば何の位、囚人は仕合せを得るかも知れぬことであらう、

四百五十一

韓國の事變に關し今日の新聞に「鐘路にある韓國監獄署は暴徒の爲め破壊せられつゝあり、其守備

に當りたる警部井上、齋藤二名即死し」云々の電報が掲げられてある、井上と云へば昨年安濃津監獄の看守長より監獄事務主管者として韓國の警務顧問部かに轉任せられたる井上信之助氏のことではあるまいか、此人は随分元氣の強いこんな時には眞つ先きに飛び出しさふな性質を備へて居るらしく思ふので甚だ懸念に堪へぬ次第である、一刻も早く詳報に接して信之助氏に非ざる事實を確かあたひものと思ふ、

七月廿二日

四百五十二

清國知縣區天相氏は昨年初夏の候、董康、奏秩嚴、王儀通、熙楨等の諸氏と共に裁判及監獄制度の調査に關する北京政府の命を啣みて本邦に渡來せられたる人であるが氏は特に深厚の趣味を獄制に有し余が一行の爲めに毎週數回、開きたる監獄學の講演と並に府下の各監獄に就ての實務の指導とに満足することが出来ず、余が監獄巡閱の爲めに遠く北海道地方に出張する機會までをも利用して深く我が監獄行政の實際を視察研究せられた程の熱

心家である、氏の如き斯學の研究に忠實なる人は内外多數の從學者に稀れに見る所であつて專攻、殆んど半歲餘、造詣の淺からざるを推知すべく清國に於ける獄制改良の前途に對して余は至大の望みを氏に屬して氏と相別かれたのが昨年初冬の頃であつたと思ふ、爾來杳として氏の音信に接せざるもの二ヶ月餘、豈圖らん、忽ちにして氏が歸國の途次、船中に客死せられたるの飛報を聞く、恰も青天、霹靂に打られたるの感に堪へず、空しく大志を抱て早世せられたる氏の衷情を察して偏へに悲痛哀悼の念を深からしめた次第である、頃日故人の甥氏樞學生の來訪せらるゝありて故人の遺業、拙著監獄學の譯本を公刊せんが爲めに余に序文を述作せんことを依頼す、此譯本には故人が余の講筵に就て聽かれし所の新説をも參酌増補せられてあると云ふことである、序文の依頼は余の甚だ迷惑に感ずる所、殊に病中執筆の勇氣なきが故に一旦は辭退したいと思つたのであるが同學の緣故と斯學に忠なりし故人の事蹟と且つ志を果さずして異郷に安死せられたる故人の心情とに想

到するときには之を固辭するの友誼に非ざるを悟り奮勵一番、病を力めて漸く拙劣ながらも、今日、一文を脱することが出来た、翻譯の當否は姑く措き幸に本書の清國に普及せらるゝを見るに至らば故人の遺志の幾分を充たすものと謂ふべく在天の靈も亦た之れに由て多少慰めらるゝ所があるであらう、吳々も區天相氏を失ふたことは余に取りて誠に遺憾の極である、

四百五十三

蓮如上人仰せられ候、物をいへ〜と仰せられ候、物をいはいぬ者は、おそろしきと仰せられ候、信不信ともに、たゞ物をいへ〜と仰せられ候、物を申せば心底もきこね、又人にもなをさるるなり、たゞ物を申せと仰せられ候、蓮如上人御一代記聞書課筆に對する一の力ある福音として自ら勇氣を喚起されたやうな感がする、

七月二十三日

四百五十四

さる場合には監獄費より汽車又は汽船賃最下等の實費及小遣金（一日七十五邊尼我約三十七錢餘の割を以て）を（居住地に歸着するまでの）下付し得べく尙ほ監獄の都合にて移監せしめたる時若し出獄後の居住地が之れが爲めに遠隔となり場合には工錢又は所持金の有無に拘はらず居住地に到着するまでの賃錢及小遣金を監獄費より支出すべきことになつてゐる。

母君を診察した時の模様や、僕を病床に寄せ付けて離し玉はざりしことや、時々父君の名を呼び賜ひし御聲やら、御不幸の當日かね子と云へる叔母君に抱かれて最ふ母君に御目にかゝることは出来ぬと言はれて泣いたことや、神棚に紙を張られたことや又葬式の時、大輪寺の門前で銅鑼の音を聞いてビツクリしたことなどは今に尙ほ善く記憶に存して居る、母君は相馬氏の長女であつて弟二人妹二人、五人の同胞の内早世三十一歳せられたるは母君一人のみで他の四人は今尙ほ健在である、僕は、末子のことゝて最も深く母君の寵愛を受けて居つたと云ふことで母君亡きの後は母の里方などで酷く僕をいたはり七ツ坊主に至る頃まで僕は尙ほ母方の祖母君のシナびた乳房を含ませられたやうな始末である、親恩無窮年久ふして感、更に新になり、謹んで母君在天の靈を遙拜して謝恩の誠意を表す、

四百五十五

今日は生母君の四十年に相當する祥月命日（慶應四年六月十四日）である、郷里の實家に於て其祭典（神式）を執行せらるべきに付き余も是非、歸省參列すべき心得であつたが病氣尙ほ癒へざるの故を以て其意を果たすことの出来ぬは如何にも遺憾の至りと謂はざるを得ぬ、四十年前と云へば僕の數へ年、六つの時（正味は四歳と六ヶ月）であるから母君の俯の幾分なりとも記憶に残つてゐる筈であるが今では最ふ何ふしても想ひ出すことが出来ぬ其僻母君の病中の出來事、釣繩が切れて病床の坐敷の縁側へ乗駕籠の落ちたことや、醫者の折々

一齊の言に順境如春、出遊觀花、逆境如冬、堅臥看雪、春固可樂、冬亦不惡、と云ふがあるさふだが順

四百五十六

恩の誠意を表す、

逆兩境に立つて善く平靜自若なるを得る者は生存競争の烈しくなる時代と共に段々少くなつて来るやうである、中傷排擠、煩悶、自殺等の益々盛んに起る所以であつて何か時代相應の適切且つ通俗的なる教訓が出来ねばならぬこと、思ふ

四百五十七

新聞事業の成功家はハムスヲース及ハースト兩氏の経行を叙したる萬朝記者白蛇子の短篇の末にこれは獨り新聞事業のみでない、一國にしても個人の事業にしても、凡て大なる事業は一人二人の力で成功するものでない、數多き一技一能の士を蒐め、之を各其適所に置いて愉快に働かせねばならぬ云々

何でもない分かり切つたことこのやうであるが成功の秘訣は唯だ此數語に過ぎぬのである。之を了解し之を活動する能力者の乏しきが爲めに墜子をして終に偉人豪傑の名を成すに至らしむることになる、若し此消息を心得たる者にして一たび手に唾して風雲の機に乗ずる所あらんか、成功は唯だ其意のまゝなるべきを疑はず、區々たる一政黨の

調和をすら難たんする世の中にあつて一事業に成功する者の少なきは寧ろ不思議に思ふ位のことである、

七月二十四日

四百五十八

近世の監獄に在て囚人と幼児との接見を禁止することは殆ど各國共通の定則と言つても宜いのである、素人眼からは、親子の至情を無視したる如何にも涙のない残酷の仕打であるかに見らるゝ、であるが是れは深く家庭と幼児の將來の爲めを思ふての事で寧ろ非常に人情の罩つた想ひ遣りの厚い規定である。云ふことは少しく兒童心理を研究する者の容易に合點の行く所であらう、然らば如何なる場合にも必らず絶対に之を禁止すべきかと云ふに固く、彼等の利益を保護せんが爲めの旨趣に出でたるものであるが故に其間自らまた時と場合とを斟酌して機宜の措置を施す所なくてはならぬは勿論である、但し此場合にあつては成るべく囚人をして一時其の白衣又は赭色に非ざる通常の被服を着用するを得せしむるの道を開くことか必要

であると思ふ、

四百五十九

明日の仕事を今日に爲す少くも明日の仕事の半分を今日に済ます、若し此くの如くに實行することが出来たならば豫定以外の多くの分量が仕揚げ得られたるが上に尙ほ綽々として常に行餘の閑地を樂み得らるゝことであらう、

四百六十

昨年五月倫敦に開いた幼児保護協會の總會に於てはクルトネー、ロルド氏(Mr. Courtenag Lord)の發議に依り左の提案を國務大臣に献言することに全會の一致を見るに至つたと云ふことである(Disquisition in regard to children)。

凡て十六歳未満の兒童は犯罪者として之を處遇すべからず、此種の者に對しては決して罪囚(Prisoner)の名稱を用ひざるを要す

前項の旨趣に基き内務大臣は幼者に關する總ての法律の改正を提案せられんことを望む

七月二十五日

四百六十一

吾人曾て茨城縣平磯町に於て古老の談を聞くに同町内には維新前後今日に至るまで二三の犯罪者を出せしのみにて更に犯人あるを知らず、殊に同縣下他地方の惡風は嬰兒の壓殺にて其數實に驚くべきである然るに同町内に於ては未だ曾て之れあるを知らずと云々(清水曼華氏「教育宗教と犯罪」成人「第七六號」)而して氏は是を以て、其原因に依るかと云へば全町の九分は眞宗にして宗教的道德の教養あるに結論して居る、僕も兼てより眞宗地方に嬰兒殺罪の少き事實は信すべき統計の基礎に由つて認めて居る所であるが一般犯罪の上によつて此くの如き偉大の勢力ありとの事實は假令に限られたる一地方の事實であつても、今始めて聞く所である、決して疑ふ譯では無いが唯だ漠然と「古老の談に聞く」云々だけでは何だか物足らぬ心地がある何ふか正確なる統計事實の證明が欲しいものである、

四百六十二

静岡の僚友某氏の近信に曰く高著丁未課筆の威化に拜浴し絶對的禁飲仕候云々と、感謝は寧ろ僕の

方にある僕などの云ふことは唯だ先輩の糟粕を嘗めて其皮想の一部分を請賣するに過ぬのであつて固より何等、人を感動せしむる程の力のあらふ筈はない、是で若し多少の方がありとしたならば誠に豫期以外の手柄として深く感謝せねばならぬ、馬骨も之を拾ふて呉れる人がある、是を以て見ると此頃専門大家の片山博士が科學的實驗的動かすべからざる立脚地より熱心に唱導せらるゝ所の禁酒論の前途は必らず多大の成功を收め得らるべきこと、大に吾々の意を強ふする次第である、

七月二十六日

四百六十三

或る出獄者の賞表觀に曰く賞表は偽善を獎勵するの利器にして偽善者を、保護するの看板なり、尙ほ進んで一層極端に酷評すれば賞表は危険なる悪漢に公認的逃走の機會を興ふるの材料に供せらるるものなり云々と引かれ者の小唄にも味つて見ると幾分の眞理はある、假出獄の停止處分などを受けた者に就て精査を遂げて見たら蓋し思、半はに過ぐるの感があるであらう、

四百六十四

監獄界の二大機關雜誌の一なる教誨時論は「成人」なる改題の下に更に一段の刷新を加へられたるもの、如くである、材料の精選、趣味の豊富、活字の鮮明、用紙の改良、紙数の増加別して發行期日の的確なる、何れの點より見ても正さしく成人の成人たる事實を擧げたるものと謂ふべく深く斯道の爲めに本誌の發展を祝する次第である、二つあるものは三つあらしめよ序でのことに昔しの獄事叢書(北海道同情會發行)を再興して、斯界に鼎足の三つの機關雜誌を見るに至らしめたいものと思ふ

四百六十五

獨乙ギールセン大學の附屬精神病院内に於て萬國法醫學講習會を開設するの企てあることは會て觀筆(春の卷一七八頁)にも書いて置たことであるが近者の報告に依ると豫定の如く本年四月十五日より開會し豫想以外の成功を收むるに至つたと云ふことである、講習に參同したる者合計百三十五人内、醫師七十三、法律家四十四、典獄五、僧侶八、感

化院職員三、哲學者及憲兵士官各一人、外國人としては埃匈二十人、和蘭八人、瑞典二人魯國一人等である、同じ聯邦内の普國からは割合に參同者を出だすことの少なかつたが爲めに甚だ斯學に冷淡であるといふ、本來、法律家、監獄官吏、警察吏員等より多數の參同者を得んと豫期して居つた由であるが其數割合に少く警察方面の如きは僅かに一人の憲兵士官あるのみと云ふが如き始末で是れに就ても本會創設者は深く失望した趣である、アツシヤツフエンブルグ氏は「犯罪の社會的及個人的原因」の題下に特に犯罪及精神病の主因として酒精の勢力ある所以を統計の事實に據て詳説痛論する所あつたと云ふことである、

○石澤翁經歷談

左に登載せるものは石澤謹吾氏が吾徒の希望を容れ本會茶話會に於て談話せられたる者にして同氏經歷の裏面に其時代の思想及事實を知り得て興味渺からず並に掲げて其興を分つ仍ほ逐次談話を請ひ續載せん

豫て小河君からた前も兎に角今まで生き延びて居る者であるから永い間の經歷を話すやうに何ぞ

と云ふ御催促を度々受けて居るのでございませうけれども何時も御話をする機會もなく又此獄務に關はつてからの事は會つて卅五年でありましたか私が退職した節に一ト通りは御話をしたと思ひますから今日御話するのは唯私一個の履歷でありますから之を此御席で御話した所が何の御利益にもならず唯自分の自慢話をするやうなことに傾き易いのでありますから今日まで御話も致さないものであるが、此永い間世の中に處し世の中のいろ／＼の風に吹かれた者でありますから自然と種々な履歷もないではない、否人並よりも多い方である、しかし相撲取が勝つた話許りするやうなことで甚た口はばつたい事でありませうが、幸ひに此頃インフルエンザの豫後と云へば體かいたが實は年の爲めでございませうか耳が遠くなつて自分の言ふことが本當に分らぬ、殊に此一週間許り前からは最もひどくなつたのであります、自分の言ふことが分らないから少しも恥かしくない顔の皮を厚く御話するには極都合かいた、それを利用して今日御話の序開きに幼少からの事を御話して御笑ひの種

に供さうと思ひます。

私は信州の飯田藩の者で天保元年十一月十四日に飯田町に生れたのでございます、それは私の祖父の時代であつて私の母は私が腹にある時離別になつたので矢張り同藩士の娘でございますから國の里方へ歸つたのでありまして其當時私の祖父は藩の家老で江戸に永詰と云ふので參つて居つたのでございます、うれて私は國で生れて其翌年の二月に乳母と一同に江戸へ出たのでありますから信州で生れたと云ふ丈で二十八までは江戸で育つたのであります、素より御覽の通り充分に身體の發達も出來ぬ位幼少の頃は病身であつたのでございませぬ、然るに青年の頃から追々丈夫になりましたが、其病身であつた結果として寔に小心翼々と祖母に育てられたので、即ち祖母の教訓で觀音様とか如來様とかを頻りに拜んで居つた、然るに其後少し許り學文をして書表紙を読みました、其結果大變豪い者になつたやうな心持で氣分も自づから身體相應に活潑になつて随分いたづら者で同輩には困り者變人と言はれるやうなものであります、

其時分には身體の短小な癖にちよつと武藝者としても人に負けないと云ふやうな心持になつて、それに應じて随分いたづらをして朋友同輩には迷惑をかけたのであります、併し徳義と云ふとは嚴重に家庭の教訓に服して守つて居つた者でありますから江戸に育つても悪い所へ足を入れると云ふことは少しもしなかつたので、唯漢學道徳の教を専ら奉じ又歴史などに依つて自分獨り豪い者になつたやうな心持で居つた、併し實際は少しも豪い者ではなかつた、然るに其頃は唯今とは違ひまして學問をすると云つてもなか／＼朋友が許さない、書物を見て居れば脇から取上げて隠して仕舞う、甚しきに至ては讀んで居た書物を雪隠の中へ抛り込まれたやうなこともある、併しどうしても學問はしなければならぬものと思ひましたから決して時風に染みませぬで書物を読むことは讀みましたが性來の愚だから何も得る所はない、ろくな風であるから吉原などへ始終足を入れる朋友達にひどく惡まれていろ／＼奇談もありませんが一つの摘んでお笑ひに御話すれば或日淺草邊へ散步に出掛けま

した、ところが朋友二三人に出會つたすると之は宜い所で會つた今日こそ己れ達の行く所へ是非連れて行かなければならぬと云ふて三人で押へられたから仕方なく拒まずに後へ付て行きました、ところがそれを待つてはつい吉原と云ふ所はどんな所か知らずに居つたか連れ込まれたのもう自分でも覺悟をして之はどうしても非常手段を行はなければ仕方がないと思つて行くが儘に従つて遊女屋の門口を這入ると皆階段を登つた、ろこで私は横に切れて遊女の並んで居る所へ這入つて其向ふへ座を占めて片端から遊女に對してイヤ前は黒ん坊のようだ又はた多福だとか鼻か曲つて居るとかあらゆる悪口を並べて飽まで惡まれるやうに批評をした、さうすると其内の職とか云ふ者てせう大變怒つてキザな人だとか言つてお前さんのやうな人は實に店の邪魔になる、あなたが登らうとしてもあなたのやうないやな人の相手になる者は一人もないと云つた、それを直ぐ獨站に取つてどうも吉原へ來て相手になる者がなければ來た證はない、それではお暇申します、大きに失禮しましたと

云つてサツサと出て來た、さうすると若い男が追ふて來て何でも連れさんが待つてゐるにござるにた歸りなると云ふことはない、イヤ前達が幾ら止めても吉原へ來るには女を相手にしに來るのだ、然るに其肝腎の女が己の相手になる者は一人もないと云ふ言質を取つたから迎も登ることは出來ないと、何んと云つても強情を張つた、さうすると二階から朋友も降りて來て何でも引摺り上げやうと云ふのをこんどは腕力に訴へてどう／＼其所を出て歸つたが其時頻りに後ろから鹽をかけられた、ろれから神田の美倉橋通りの藩邸に歸つたが、是非此復讐をしなければならぬと思つて其時分門限がなか／＼厳しくて今申すと夜の十時までは是非歸らなければならぬ、若しそれを過す時には斯う云ふ事柄があつて御門限を過しますから此段御届をすると云つて出ることになつて居つたので其届をして三味線堀の傍まで行つていろ作戦計畫をして居つた、すると夜の九時餘程過ぎに前の三人の友人が酒に酔つて鼻唄を謡ひながらやつて來たから此奴占めたと思つて身を隠し

て待つて居つた、さうして其所へ来たから先づいきなり一人を三味線堀の中へ抛り込んだ、そら石澤だと云ふので一人か駈け寄たから直に又一人抛り込んで跡の一人も同様どう／＼三人共抛り込んで仕舞つたこれは自分は兼て覺悟て身構をして居た所へ、先は酔拂て居る上に不意を喰たのでたまらないりれから知らぬ顔をして屋敷へ歸つた所が、サアやかましい事になつた、其筈でございませう三人共全身泥まぶれになつてひどい有様でスゴ／＼屋敷の門まで歸つて来た陶造恥をかいた然るに私は知らぬ顔をしし宅へ歸つて寐て仕舞つた、さうすると翌日になつて其内の一人がた目にかゝりたと言つて来た、それから會ふと昨夜の御所行は如何である、人を恥めるにも程がある、全く戯談とも言はれまい、何が腹立であつた云ふことをしたと云ふから能くあなた方も考へて御覽なさい、私はあつた云ふ傾斜の地所謂汚れた泥水へは足を入れぬと云ふのが平日の思想として一步でも足を入れぬことは自ら誓つて居るのであなた方も兼て御承知のとてある然るにさう云ふ私を無理やり

に泥水の中へ三人で引込んだではないが、それでは其報酬としてあなたがたを泥水の中へ入れたのである、之れは當然のことである何所へてもね訴なさい、私の申分は立派に立つ積りである云つた所が、さう云ふ所へ行つたことは素より秘密のことであるからそんな事を表向に訴へることは出来ないのも大分やかましかつたが段々考へて見ると全くそれに相違ない、只うまくやられたので悔しくてたまらないかやかましく云へば云ふ程人に笑れるしかたがないからどう／＼ぐづ／＼になつて仕舞つたのでそれが屋敷中の評判になつて大勝利を得ました、之は唯一己の御話をするのでありますが、どうもいたづらか面白くてたまらない、人に水をかけるやうなことは平生やるので、之は所謂水掛論で其時は大變禍を被つたやうだが、乾いて仕舞へは一向證據が残らぬから、仕方がない、さう云ふ風に何事も其結果を考へていたづらとしたものです、そんな事をして人を困ましたのを決して誇るのではないが唯た笑ひの一端に御話をするのです。

先つそんな事でどうか人に耻められずに衆人を壓倒して君側に居つた、所が斯う云ふことが生じました御承知の通藤堂和泉守と云つて伊勢の津で三十二萬石の大藩がありました、其の時分の藤堂公は近頃まで存命で居られたお方でありましたが、私の國に村瀬と云ふ弓術の師範家が在る、藤堂家は日置流弓術の元祖で、吉田六左衛門と稱へる弓術の家元が在る、村瀬の養子をそれへ修業にやつた、然るに村瀬家は元藤堂家の弓術の名手であつた、それが何か不身持のことがあつて出奔して江戸へ出て居つたのを如何にも弓術が上手であるので私の藩主がそれを抱へて國の方へやつて弓術の師範家にして置いた、其人は疾くに死人て其人の孫に當るのが村瀬房吉と云ひましたが、こちらでは何んの悪氣なく藤室から出た弓術であるから此家元へやつて修業をさせやうと云ふので津までやつて修業をさせた、之も三年程経て人並少し優れて出来たので國の方へ歸ることになつた、所が其歸るに臨でいろ／＼家の事を話しました所が、村瀬は元藤堂家の者で不身持から出奔した者

である云ふことが露顯した、さうすると藤堂家の掟として士で出奔した者は必らず捕らへて國へ連れて來て割腹させることに成つて居る、然るに信州の山の中に行つて居つたので分らずに居つたが、孫が其所へ修業に往つたので分つた、それでどうしても其子孫たるまでも其儘にしては置けぬ、こちらへ知らぬ顔をして修業によこすなど云ふは藤堂家を侮辱したものであると云つて藩の方へ掛合になつた、然るに其時分の藤堂公は大廣間詰と云つて大藩の口利きであつた、さうして齋藤拙堂など云ふ名品い儒者が居つて其人の説を用ひて藤堂家は振つて居つた方であるから藩主も大變迷惑してどうかして之を解決しなければならぬ、藤堂があんぐに立腹して居つては仕方がないから、今在國であるから誰か國の方へ使をやつたら宜からうと云ふので、丁度私が二十七歳の時でありましたが御頭取と云ふ者を勤めて居つた、それから拔擢されて側用人と云ふ者になつて態々伊勢の津まで使者に往つた、使者に往つても謝罪するより仕方がないが、藤堂家の主張する所は何て

も房吉を渡せ父祖の罪は子孫に傳はるのであるから、こちらで家法に處分すると言はれる、うこてどうか之は宜い法がないか一通り唯だに許し下さいと云ふ火では逆でもないか、それから段々考へた所藤堂侯は今の齋藤拙堂と云ふを非常に御尊敬で何事も此人の言ふ事は御採用になる、之は古賀精里と云ふ肥前から出て幕府に抱へられた人の門人で私の師匠の井上熊藏と云ふたのも矢張り古賀の學僕をして居つて追々成立つた人で齋藤とは極く惡意である、それから其人に實は斯う云ふ譯であるが、どうか先生から手紙をやつて貰ひたい、それを以つて拙堂に説いて貰はなければ一通りではいけないと考へて専ら其手運をした、今では伊勢の津へ行くと申しても一日で行けるが、其時分はなか／＼さう云ふ譯にいかない、駕籠に乗つて士の三人も連れ鎗持草履取も連れて行くので、どうしても従者の四五人は連れて行くから行く許りに十日もかゝつたから先つ兎に角參つて拙堂にいろ／＼事情を話して其者が罪を犯したならば御家法通りしなければならぬから御引渡申すは當然だ

が、もう其子の代も過去つて孫の代である、何も其者は少しも知つた譯でない、どうも今日罪子孫に及ぶと云ふのは餘り酷のやうである、併しそんな理屈を申上げては逆も御開濟があるまいからあなたからどうか君公へ能く御説をなすつて御藩の御申分も立ち私の方もさうひどい酷な處置をせぬで濟むやうにしたいと云ふて依頼した所が、出来るかどうか分らぬが話して見ようと云ふのでありますからそれを便りに宿屋に待て居たこちらは側用人と云ふ資格であるから向ふからも側用人が出て會ふので、向ふの側用人は平井奎右衛門と云ふ人で、どこでも側用人は君公に直接して政治向でも何でも機密の事を執次役で、随分威嚴のある役でそれと津の城下に在る迎賓館と云ふ所へ出て會ふことになるつた、ところが宿屋の前を平井奎右衛門なる者が通ふるのを見ると徒士四人に駕籠脇四人で長棒の駕籠で牽馬まで連れて通ふる、其筈です向ふは三十二万石の大藩の側用人、こちらは漸く二万石許りの側用人ですからまるで提灯に釣鐘であるが、今の拙堂に頼み込んだのを頼みの綱にし

て奎右衛門に會つて段々の事情を話し私の藩主も一向知らずに唯弓術が良いと云ふ所から抱へたのである、飯田の先代は相應に藩政も振ふて砲術の師匠も外から抱へ、薩州其他各藩から修業に來た擊劍家も學者も抱へると云ふとで、餘程藩政を振はれたのであるから其時に弓術は別段に名手であつたから唯藝に惚れて抱へたので、こちらの犯則人とは少しも知らぬて抱へたのである、然るに段段其事が分つて參つて御家法に背いたと云ふので其子孫を引渡せと云ふ御掛合であるが、今日仰に従つて御引渡する譯には參りませぬ、併し村瀬と云ふものを存して置きましたならばこちらの御家法にも背くともなりませうから之は村瀬家を斷絶させて仕舞また跡は何どか所置の仕様もありましやうからこちらの御家法にも忤らず私の方でも慘酷の事を見ずに濟むことに致しますか、どうか宜しく御執計を願ひたいと只管頼んだ、一體の資格と云ひ事の顛末と云ひこちらで理屈を並べて勝つことは逆も出来ないものでありますから先づ款願的にそれ／＼へ手を廻はして段々談判しました

所が、さう云ふ譯ならば和泉守に申上げやうと云ふので其場は引取つて餘程評議をしたものと見えて又御答をするから迎賓館へ出て呉れと云ふので出ました所が、段々の御申掛けの事は御尤もである、こちらでは家法として必らず其者に居腹させなければならぬことになつて居るが、もう孫の代でもあり且つ其家は斷絶させると云ふことであつて見ればそれを條件として和泉守承知されたこと云ふ返事があつた、それは誠に有難い事である、早速江戸へ歸つて其義を主人に報告致し改めて御説を申上る様にしますと云て伊勢の大廟に參拜して歸つて參つたのですが、往復二十五日程かゝりました、なか／＼今と違つてたつ／＼な事でありました、然るに其事が首尾よく參りましたので村瀬家を斷絶して藤枝と云ふ斷絶した名跡がありましたからそれを立ることに致して其結局は万事好結果でございましたので大に稱譽されました飛んだ御褒美でございまして翌年二十八歳の時に郡奉行となつて國へ歸りました、それから後々々な事がありますが今日は餘り長くなりますからまた御話をする

ことに致します。

心より書くの如し。

○囚人書信の封筒

原 胤 昭

○犯罪季節 (毎日電報所載)

法學博士 小河滋次郎氏談

囚人書信用紙の事に因み、之も御一考に供んとす。封筒も費用に於て左程の差異もあるまじく思はるれば、出来べくんば世間普通に用る封筒を使ひたし一重紙でも二重袋でも可ならん。要は一種異様の紙、異色の封筒を用ひたく無い囚人の書信封筒と云へば最も多きが鼠色紙或は濃藍、濃黄、然らざれば、監獄署所用の反古紙の二重袋なりとす。發信署名の大文字捺印を避け、署名の肩書を避け、等荷くも受信者又は集配の郵便夫にも奇異の感想を與へ直ちに囚人の文信なりと認知せしめざる周到の用意を打消すものならずや。反古紙は監獄署所用の反古なれば文字は悉く監獄の用語、一月直ちに監獄のもの囚人の文信たるを知るに足るなり、發信者の居所受信者の住所にも注意届けることなれば封筒にも一段の注意あれかしと思ふ老婆

◎犯罪の原因に就ては、世界の學者間にも色々な説がある、或者は犯罪を全く個人的の原因に歸して、人は先天的に罪を犯かすやうに生れ付いて居るといふ、所謂刑事人類學派と、之れに反して社會的關係即ち社會的の事情が犯罪の原因となるので、個人の責任にあらざして全く社會の罪であると説く社會學派とあるが、要するに犯罪の原因は個人的と社會的との二つに分かたるとは明かである。

◎個人的原因が重もになつて犯罪が表はれることもあり、又社會的原因が主となつて表はれることもあつて、其間に判然たる區別を立てることは困難であるが、獨逸の刑法學者リストの如きは、一個人の原因と多くの社會的關係とが相包含して茲に犯罪を成すと云つて居る。惟ふに多くの場合

に於て、此の二つのものから起るは事實で、特に社會的原因が多い様である。

◎斯の如く果して個人的原因と社會的原因とに分け得らるゝものごすれば、時候が如何なる關係を有するか、今氣候を夏と冬とに分けて考ふる。個人的原因から起る犯罪は夏に多くして冬に少ない。又社會的原因から發するものは冬多くして夏少ない。前者は多く情慾の犯罪で、個人の情慾を激せしむることに依つて起る。例へば姦淫罪、毆打罪、殺傷罪、誹毀罪、暴行罪、等の如く、重もに個人の心理的作用の結果に出づるものである。後者は重もに財産に對するもので、例へば強盜竊盜、詐欺取財等の類である。

◎情的犯罪即ち個人的原因より起る犯罪が夏多くして冬少ないといふことを更に月別にして證明すると、姦淫罪は五六月が一番多くて、九月になると俄然減少し、それより翌年の四月までは少ない。獨逸では六月が一番多く、佛蘭西では七月が最も多い、日本も之れと大差はない、矢張り五六月である。

◎最も面白いのは情的犯罪が婦人の受胎期と一致することである。受胎の一番多い月は毎年五六月で受胎の多いのは人間の情慾の盛んな反影である。即ち一般人には此の時に情慾が熾んに發動して遂には姦淫罪までも犯かすに至るのである。一體人間には犬猫の様に一定の交接期はないものゝやうに思つて居る人が多いが、學者の説に依れば人間にも矢張り交接期があるので、特に婦人に於て著しく表はれる。即ち婦人が月經前後に於て情慾の非常に充進するのは其證據である。一ヶ月の中に斯く一定の特徴ある以上は、一年の中にも亦夫がなければならぬ。人間の一年中の交接期は大抵五六月である。これ姦淫罪が五六月に最も多い所以である。

◎何故に五六月には情慾が充進するかといふに、之れは必ずしも温度との關係のみではない、若し温度ばかりの關係ならば、暑くなるほど熾んになるべき筈なのに却て盛夏の候には少ないのを見れば、畢竟氣候の變化に關係するのである、即ち氣候の變はり目に起る發動と云つても可い、何故な

れば春から急に暑くなると、其爲めに餘計人間の身體を刺撃して、心理作用までも左右することに
なるから姦淫も多ければ自殺も多い、然るに愈々暑さに慣れて了ふと人間の感動も亦た之に慣れて餘り影響を受けない、随つて天下は泰平である。

◎個人的原因より起る犯罪の中、殺傷罪、誣毀罪、毆打罪等の如きは、五六月頃氣候の激變と共に著しく増加するが、最も多いのは熱度の高い八九月頃で、殆んど其極點に達する。之れ外國でも日本でも八九月は所謂「お祭り月」と稱へて祭典が頻繁にゐる其等の影響を受けて犯罪の生ずる場合も多くなるのである。又た一は飲酒の習慣も外國邊では冬よりも夏が烈しい彼等は渴を醫果習せんが爲めに盛んに酒類を用ふる、爲めにアルコール中毒を受けることが八九月には最も多い、日本にも此傾向はある、要するに祭典と飲酒の結果色々の暴行が起る事は疑ふ可からざる事實である。

◎自殺も罪惡の一で、一面から云へば社會的原因即ち窮乏失業の結果ではあるが、然らば冬も多加へるべきに、却つて夏に於て最も多いのは何故かと

云ふに、これ自殺は寧ろ個人的原因に出づるものも多く、縦令ひ窮乏や外界の迫害には耐へ得ても内心の苦痛煩悶には打勝つことが出来なからである。

◎財産に對する犯罪即ち詐欺取財や竊盜の如きは夏よりも秋の九月十月頃から段々と殖えて、一月二月に至つて極度に達する。而して三月頃から次第に減じて、盛夏の候は最も少ない。假りに此種の犯罪を百とすれば、最も多い一二月頃には百二十にも上るが、三月から七八月頃になると八十に減ずる。之は社會的の事情に依るもので、冬中は世間に仕事も少なく、従つて賃金も得られず、加ふるに着物は澤山要つて生計が甚だ困難であるから、苦しまぎれに罪を犯す者が多い。然るに三月頃からは養蠶や茶摘みなども始まり、一般に仕事が増えるし、着物も要らなくなるから生計に苦むとが冬程でない、随つて財産に對する犯罪の必要もないのである。

◎特に注意すべきは墮胎や幼兒壓殺が同じく一月に多いことである、無論他の委節にもないでは

ないが、最も多いのは一二月である、之れは前に述べた人間の交接期と關係があるので、即ち五六月頃の交接期に胤を宿としたのが、翌年の一二月頃に産まれる、恰度其頃は仕事も少なく、永い冬の間の生計の困難に疲れ果てた時で、そこに子供でも生まれると益々生活の困難に陥らねばならぬ、且つ之れから春の仕事に取掛らうといふ間際に、身体が不自由で足手纏ひがあつては働くことも出来ないの、遂には壓殺、墮胎の罪をも犯かすのである。以上は氣候と犯罪に關する大体の説明であるが、要するに氣候や外物の刺撃の爲めに罪惡を犯かすのは、道義の觀念の薄弱だからで、根本の原因は畢竟教育、特に最も多數なる貧兒教育の不完全に歸するの言ふまでもない。

○裁判官の見たる刑事被告人

刑界の明判官と稱さる、今村泰太郎氏の談なりとして傳ふる所左の如し

法廷に於て裁判官の見たる刑事被告人、面白いお

尋です、左様私共裁判官の見たる被告人は全く他の人の觀察と違つて居ます、訟廷に於て檢事の見たる被告人と辯護人に見る被告人と傍聽人に見る被告人と各違つて居ますが判事の見る被告人は他の觀察者に超絶して犯罪全部の事實に近い被告人を見ることが出来ませう。

▲檢事と被告人 警察官は一の事件が起れば一箇の見込を附けて犯罪を檢果せんとする即ち此見込を直進して捜査に従事する故稍やともすると被告人に不利益に傾く勢ひあり是を根據としたる檢事の論告より見たる刑事被告人は之又不利の位置に陥りはせぬかと思はれます、ですから警察官の見込と檢事の見込とは此場合最も重要な者だらうと思ひます、即ち此見込が有罪無罪の分れ目とも云ふもので御座いませう

▲辯護士と被告人 辯護人に於きましては被告の利益の點にのみ注意しその立場より多くの點を善意に解釋する故自から事實と違ふ傾がありまされ又被告にても辯護人に利益の點のみを話して不利の點は努めて語らぬことが往々あるためさらぬ

だに善意に解釋せんとする辯護人では稍々不利の點も善意に解するのであるから全部の事實の上より被告人を見る事が出来ずまい、又辯護人自身に於いても法廷で辯護する程利益であるとは感じないであらうと思ひますと云ふと公判の傍聴人が検事の論告と辯護人の辯護と世上に顯れたる事實で正當なる判断を下す事は到底不可能であります

▲辯論の價值 裁判官の連中には検事や辯護人の辯論の長時間に亘るものを厭ふ傾きがあるが自分如何に長い辯論でも充分の注意を拂つて聞くのです何故なれば長い辯論の内にころ一二箇所必ず事實に關聯した肝要な點があつて事實の有無を左右する有力な證據が含まれる事があるので、殊に辯護人にありては其の位置及び境遇上裁判官の得られざる機會に於て有力なる新事實を發見し居るものです、又検事の見方が最も合法合理で證據品の解釋し方に判事の心付かざる點あるは最も注意す可き事です故に自分は事件の發生豫審の進行より證據調べの結了迄は被告人に對し確實なる心證を定めぬ證據調べの結了後熟慮の上正當なる

判断を下すものにて時としては合議の場合に不一致の論出で之に首肯すべき點あつて審理の再開をする事が私として毎回あります

▲裁判官と被告人 此場合に於ては裁判官は職務上最も事實に近い判断を下す位置に居ると共に下し得ると信するのであります、稍被告人の不利に傾かんとして居る検事の論告と善意に解釋せる辯護人の辯護とは殆んど兩極端に走りつゝあるものとすれば裁判官は其中正を得ねばならぬので此場合審理の方法順序に依て事實の真相を捉へ以て被告人に對するのです即ち被告の利益不利益の點を擧げて兩者の證據關係の輕重を鑑査し豫審の記録犯罪捜査の沿革、證據品の比較、證人の言、辯護人の辯明等によつて始めて裁判官は最も信憑すべき事實を見得るのであります、斯く立場を異にしてゐるので検事の主張は稍々不利に傾き辯護人の主張は善意に解釋せるものなれば云ふ迄もなく裁判官は最も周密の注意を拂ひ慎重の態度にて事實の真相を確ねばなりません

▲被告の態度と判断 昔は名判官板倉重正が藤を

隔て、訴訟公事を聞いたとの事ですが今の裁判官にはそんな形式上の必要はいりません併し又被告人の容貌・風彩・態度等に依つて事實の有無を判断する事は極めて稀にて唯だ法庭に於ける被告人の態度に對し證據品を活けて判断を下す事がある例へば被告人中には判事を始終正視する事の出来ないものもある是等は随分疑ふ可き點があるけれど美人の紅涙に迷はさる事などは断じてありません

件の内犯人の分明するのは僅かなもので罪を犯せる者は極力法網をくぐらんと務めて居るが可哀想なのは往々冤罪にて鐵窓の下に呻吟するのがあるので自分と思ふのに今の法律の下にあつて犯人を洩らさぬと云ふ事は不可能であるけれども冤罪者を出さない様に努める事は出来る、確信するので全力を盡して搜索審理の結果證據不十分なのは始めて免訴すると云ふ方針です、マア判事の見たり刑事被告人と云へば恚う云ふ位なものでせう、希望するのは司法警察の刑事をして今少しく學力あるしめ犯罪の見方を高くすることにて露探ブクアン事件と云ひ今度の運輸會社の不正事件と云ひ何れも能力ある憲兵隊より檢舉されたではありませぬか、皆捜査の見方の高き爲めであると思ひます云々

▲秘訣は虚心坦懐 要するに裁判官の被告人に對する時は頭を虚にせなければならぬ、辯護士は往々往裁判官は頭を冷靜にせよと申しまけれども自分は冷靜を越えて頭を虚にして検事、辯護人の辯論被告の陳述等を聞きこれ等を綜合して腦裡に寫り來る判断を更に靜思熟考し斷案を下すのです故に頭を虚にして心の鏡に寫り來るものを以て事實の真相とするのですが却々これは六ヶ敷ものです又裁判官の内には罪を犯す者は法網を洩さずと云ふ主義の人もありますが私は冤罪者を出さないことに努めて居ります府下に毎年生ずる幾萬件の刑事

去る九日米澤分監の傍らなる法泉精舎に於て奥羽六縣監獄教誨師の協議會を開きたり、決議の結果

○奥羽教誨師協議會
六縣

事は(一)教誨原簿の記入を一定すること(二)適切な官本を備付けることに即ち漸次在監人の書籍購求を廢止せん。欲す但し經文聖書字引は請求許可の事(三)在監人父母の死亡年月日を豫め教誨原簿に記載し相當日に召喚し讀經燃香并に教誨を加ふることの三事項は滿場異議なく採決となり一、夜間時利用法に就て教誨師許に教師は監獄官會議に差支へざる限り不定時勤務として祭日曜日及罷役後の時間に接するに囚人の効果多きを認む如何一、教養感化の發展と同時に檢束の嚴なるを望む、近時檢束の薄弱なる憾みなき能はず、事務の直路及び事務員の減少を計り、戒復に專理するの必要を覺ゆ如何の二項は撤回に決し最後に左の五件を協議せしが何れも一の反對者なく洋々として採決となりたる由

- 一、各監獄工事若くは他の事項の爲めに囚人の異動あり依て甲乙監獄共遵守の事及び處遇事項は同一にせられんことを望む
- 一、教誨時論の目的は犯人改良に歸趣す此の目的を達せんために教誨時論(研究的)藤友叢誌(修

知るため各位に於て裁判所記録を利用し必要事項は視察表に記入し若くは其他の方法に依り通知せんことを望む

○發信書利用の誠諭書

(鳥原分監のことゝも)

女囚收容の鳥原分監にては囚人と親族との信書發贈は感化上看過すへからざる必要事項なるを以て之に頼りて相互意思の融和を謀り再犯防遏の一端たらしめんとの考案より過般來女囚より發する信書に親族の心得ともなるべき左の注意書を封入し發送することゝせりと云ふ

鳥原分監は最新の監獄制度に倣ひ女囚のみを集めて刑罰の執行と共に婦女として日常必要な學術技藝より禮義作法に至るまで懇切にこれを教授し他日出獄の上は家庭の主婦となるも遺憾なからしむへく努力せしめ居れり故を以て眞に心を後め能く授くる所の學藝を習修し出獄の後には親屬若くは故舊に手練て身立んと一縷の希

養的)二雜誌の發行もあり犯人改良の研究の如きは已に協會雜誌に於て盡せりと信す故に教誨時論の如きは一步進んで求道若くは精神界様の記事に加へて社會の矯風家庭の肅清を論ずるとして一般僧侶若くは教育家の見るべきことに改良を加ふる意見如何若し同感なりとせば編者に勸告を試むること

- 一、米澤分監をして女囚監に指定せられし以來東北監獄移送囚に往々携帶乳兒々見る乳兒入監の不可なるは已に一定せり依て女囚監に必要なるは乳兒保育所なり各縣の乳兒保育を一地方の人士に義捐せしむるは不易なり右は基礎強固なる本願寺派の慈善財團の事業として設立し加ふるに地方人士の慈善を求むることに申請せんことを欲す各位の連合請願を希望す
- 一、犯罪原因の統計表を調製し教育家實業家宗教家の名士にして各地巡教若くは夏期講習會或は演說等を試みらるゝ場合は右統計表を呈し風教墮落の救済を乞ふことにせんと欲す
- 一、各監獄より押送せらるゝ女囚の犯因性行等を

望を懷き謹慎に刑期の日程を辿りつゝある者尠からざるを見る

監獄にありては矯むべきは正し教ふべきは導きて有用の器たらしむるに碎心すること前に陳るが如くなるも一旦放免歸郷の後これが親屬故舊に於て保護監督の宜きを失するに於ては折角監獄の苦心焦慮も空しく水泡に歸し忽ち再入の不幸に陥るに至るへし從來この例太た乏しからず常に遺憾とする所なりこれに就て長崎縣知事は過般管内警察署長に對し町村長等と協力以て出獄人を保護すべき旨訓令し又眞宗本願寺は縣下末寺に對し出獄人を救済せよと訓告せられたり依てこれが親屬故舊たる人はよく時勢の趨嚮に鑒み出獄者をして健全なる生活を爲さしむるに力を致すは社會に對する相互の當務なることを覺知し自今在監人に對しては時々信書を寄て本人の心情を慰諭しいよゝ歸郷の後には懇篤に保護を加へ監督を爲し以て有終の効果を收めしむるの美舉に出でんことを望む

長崎監獄 典獄 杉野 吾祐

寺派の教務講習會

東本願寺に於ては時勢の進運に伴ひ教誨上刷新を要するもの少からざるを慮り各地監獄に派遣しある教誨師を東京淺草別院に召集し教務講習を爲さしむることとし去る十日開會式を挙げたり當日は小山監獄局長其他司法省の高等官及典獄教誨師等知名の士を招待したり開會式の劈頭荒木教學部長開會の辭を朗讀し次に小山局長及南條文學博士の訓諭の祝辭演説あり終つて生徒總代本多澄雲氏の答辭朗讀ありて式を閉ち各自設けの席に晚餐を受け散會せり同講習の期間は一箇月にて學科及受持講師は左の如し因に講習中實地見學の豫定場所は東京養育院、同感化部、川越懲治場、小田原幼年監、八王子女監、盲啞學校、帝國圖書館、精神病院の入箇所なりと

- 文學博士 南條文雄
- 文學博士 村上專精
- 眞宗大學教授 齋藤唯信
- 佛敎應用講義
- 眞宗大學教授 齋藤唯信
- 信仰問題より觀たる眞宗の價值

臺灣の免囚保護場設立

臺灣てには臺北臺中臺南の三個所に保護場設置の計畫あり臺南は既に小規模ながら保護場の設けあり着々事業の進歩を謀りつゝある車屢は報道せしが此程大阪市の藤田傳三郎氏より同島窮民慈惠救濟事業の資に充つる爲め金四萬圓を寄付したるより總督府に於ては管理中なるが今回右基金より生したる利子の使用につき評議の結果二千圓を以て臺中に千八百圓を以て臺南に各一箇の保護場を建設することに決したりに云ふ

免囚保護事業獎勵費

本年度新事業なる免囚保護事業獎勵費に就ては或期間繼續して交付すへきや一時の交付とするや未だ確定に至らざるも全國五十餘の該事業經營者に就て調査する所あり是は成算立ちたるを以て不日各監獄へ訓令し補助金交付の思望ある當事者より

- 文學士 近角常觀
- 法學博士 小河滋次郎
- 典獄 山上義雄
- 法學士 泉二新熊
- 醫學博士 片山國嘉
- 文學博士 福來友吉
- 文學士 吉田靜致
- 高等師範學校教授 乙竹岩造
- 本邦監獄法
- 監獄學
- 改正刑法
- 社會病理學
- 心理學
- 倫理學
- 歐米の保護教育

刑事學會創立

法學博士穗積陳重並小河滋次郎辯護士社會の曉將花井卓藏鶴澤總明諸氏の發起にて刑事學會なるものを創立し刑事思想を普及せしめんと謀り朝野法曹を勧誘し大に同情を博したるを以て去十二日上野精養軒に其創立發會式を挙げたり席上穗積博士三好退藏河村法學博士典獄藤澤正啓諸氏の演説ありいづれも深き造詣ある専門家のことゝて頗る斯業に益するものなりし由追つて漸次に會員を募集し別に刑事雜誌を發刊し廣く同好の購讀に充つる願書を徴し交付するの運に至るへしと

雜 俚

(はかき短文を歓迎す)

●東京と云へは學者の淵藪、何人も心得給へるも東京ほど惡風に染める地はなし最近統計に眼を注げよ、市内娼妓の數五千九百九十八人、一日の遊客九千九百三十一人其消費金一萬千五百圓なりとは驚くべき數ならずや其消費金を解剖せば學資、委託金、詐欺の財物、妻子の涙金、又は竊盜強盜の金も何れも玉にはあらで瓦なりけり其結果も又の結果亦其通りとは……………(歎息生)

●先達九州の知人某驛保線事務所長より某新聞社の發行に係る繪端書を贈られた一勸善懲惡の御職掌柄態々相求め貴覽「供し候」と書いてかつた繪は骨子、網格子の形で因果應報の意味を含ましてあつた贈つて呉れた其人は勿論社會の代表者たる新聞記者が犯罪と云ふ事に留意するに至れるは喜

ふへし吾等大に奮はざるへけんや(濱松 寒山生)
 ●會々假出獄の恩典に浴したる一囚人、トある慈悲深き人の情けに僅かの資金を得て八百屋渡世を營み監獄官舎や看守の住宅に露く彼の朴訥にしてにくげなき心根を愛で居る折柄とて同情の囀内にて封せられ其日々々々や旅路を重ね行けり之れ職員の威化の賜ならずや豹變の彼れ感泣措かず其感泣を見て喜ぶ職員の咽ひ之れ嬉し涙、こんな涙なら幾らでも……………(千葉 片岡)

●押丁に長靴給與せざるは何如なる理由に基くものなるか職務の繁且劇敢て看守に譲らず職務に晴雨の區別なからんや雨中泥濘の中短靴の東奔西走其状見るに忍びず長靴給與の制なければ之を責むるの途なし囚徒に接觸するの頻繁なる彼れ規律保全の上に大なる影響なからんや(宇和島 小田生)
 ●愛媛縣下に胎兒を河中に投したる者あり偶々大阪より妊娠して歸れる女工の一人俄に腹部縮少したるより犯人は必定彼れならんと拘引したり警察調書には明かに白狀し公判にて争ふも効なく有罪の宣告を受けぬ彼れ竟に控訴したるより審理の末

なる醫は仁術なりとの名に叛かす各地も之に倣ふの途なきや……………(天平生)
 ●會議 之列しながら、自己主任の書類を、議席に持參し、調査に餘念なし、會議の目的は、安くに在るや、列席員皆かくせは、典獄は單獨の舞臺となる。是れ紀律不振の基。(官紀振書生)
 ●僞兄 とし云へは、僞君子、僞善者の流かと思はれんか、さにあらず、看守か來信の封皮に、囚人との關係を示す爲め、記入せし文字なり、若し本人か見は、何んと思はん、是れ看守に文字のいる。以。(讀書獎勵會員)

●適材を適處に配置するは事務の主腦であること
 は多言に及はない 併し正直が第一たとして一人前の腕前のないものを無理に金錢物品を扱ふ所に置くにも及ふまい 監督さへすれば一人前の腕前のあるもので 随分金錢物品を扱はせても差支へはあるまい 正直と敏腕とは兩立せざるか何度
 萩の舎直文の歌集に

おきどころよろしきをえておきおけは
 みなおもしろし庭の庭石

アハヤ前審通判決を下さんとする間際に於て驚くへし彼は獄中にて玉の如き一男兒を擧げたり裁判所もロアングリ直に無罪の言渡を爲せりと一瀬控訴院長の談、警察の訊問はこんなものかどうんじよ其處らに嘆息する人あり……………之れ極端なる一例なり其他には無きや……………(法界坊)

●人格々々と云ふが結局は名利の問題さ、地位の問題さ地位が高ければ人格は具はる、結局利益の問題なり地位を得るには運動の上手な奴が勝を含めると愚にもつかぬ嘔吐論を嗜つる者某方面に出入しつゝあり、こんな人が典獄になつたらと心細さに堪へず人格と云ふものゝ意義をも御存しなしに我利々々する憐れさよ監獄事業の前途危い哉 (悲憤生)

●東京は追かに豪氣なり淺草榮久町の大日本救療院は創立後十年に達し専ら細民の病氣を救療すること隔日に二百餘名其死者は醫科大學に引渡し解剖に付し大學より祭祀料を遺族に贈り死者の靈魂を吊はしむることせりとどは近來の美事それで一面に醫學上に貢献し一面に細民を救恤すること、

とあり、こゝに達せされは人の上に立つことは難し (領置不適任生)

監獄協會記事

○茶話會

夏季休暇を過ぎたる九月十五日日本會茶話會を開く午後一時を告ぐる頃會衆場に滿ち基面に黒白を争ふあり時事雜誌に耽るあり破顔哄笑談湧くか如き午後二時より講演に移り第一席に石澤翁の經歷談は安政の大地震一大火災にて時は安政二年十月二日夜書見に倦みて熟睡むや大地震動し家屋瓦解人畜死傷の慘狀に加ふるに江戸市中の大火を喚び叫喊の果終に死者十萬に上り其當日藤田東湖亦壓死の厄に遭へり其翌年大嵐ありたりとの事實談あり、第二席に水田直之丞氏は遇囚の難易に就て監獄に於て最も御し難きは常に情苦を訴ふる者に非らずして其存在の有無すら判然せざる温順の者に在り情苦を訴ふるは勇氣ある者之を統御すると易

きも命のまゝに柔順なる者は薄志弱行輩多し之れを御し改悛せしむるを反つて難しと述べ、第三席に多田正廣氏は明治三十八年司法省の統計によれば千四百餘人の病死者中四百三十人は結核にて死せしものなり市谷監獄にて三十七、八、九の三年を通して死亡は九十人内結核五十餘人即ち死亡の分の二なり其結核多き理由は入監後罹病の徴候ある者六分入監前より徴候ある者四分なり入監後發病するは概ね入監後六月を経過したる頃に發するが如し故に健康診断は數々するを要す東京監獄にては一年二三回職員健康診断を爲すと云ふ斯る方はは全國に於ても倣ふ所ありて可なりと、第四席に西元龍孝氏は監獄則改正に當りては監房別異法は現今の如くならず先つ初犯再犯を區別すへし次に初犯者の罪質別をなすへし再犯者は罪質に係らず刑期年齢に依り尙前犯の模様現犯の模様入監前後一模様依り區分すへしと云ひ次に有賞表者の取扱に就て有賞表者を同一房内に集めず無賞表者の居房たる雜居房に入るへし又別業を給せざることをするを可とすと述べ、第五席に小河滋次郎氏

は監獄則の改正に就て刑の指揮は刑執行の合圖なり刑の實體を指揮するものに非ず刑の執行は獨立するものなり之を誤解して刑事訴訟法に主要の事項を掲げ監獄法には枝葉のものを掲ぐるものゝ如く考ふる人あるは謬れり刑事訴訟法に於ても監獄法に於ても規定すへきは機宜、必要、條理の三要素に基かるべからず入監者に就て云へば必要の上より云へば精神病者には刑の必要なし重病者亦自由刑の執行を爲せば生命を絶つへし之れ必要なき理由より入監を拒絶するを至當なりとす此の如き事項は監獄法に規定し置くを要す機宜の上より云へば傳染性病者ありとせば衛生政策の上より見るも公衆衛生上危害恐るべきものなるを以て拒絶し得へし又危篤ならざるも死期に頻する病者は刑の執行を完全にする能はざるを以て機宜に背きたるものと云り云へし外國にては妊娠女の如き四箇月以上の者の如き亦然り又一方より云へば貧者は出產の便を與ふるのみにて刑の目的を達せず條理の上より云へば罪人を拘禁する爲め妻子飢に泣くの状態に在るとき又は社會公共の爲め其人を必要と

するときは一時刑の停止又は刑の執行を開始せざるを可なりとす是れ一己の私見なり希望なり監獄法は斯く規定すと云ふにあらすと述べ次に改正案は監獄法百餘條施行細則三百有餘條の多きに上るゝ斯く細密なりとて司獄官を制肘するものにあらず統一を期するに在りと附言せり第六席原胤昭氏の四十六年目に母子再會なる事實談あり木號雜錄欄に掲げたるもの即ち是れにして談話後同氏の綴り寄せられたるものなり當日の來會者氏名左の如し

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 河村 純孝 | 關 戸 金 松 | 丸 山 信 之 |
| 東 方 政 雄 | 藥 袋 惠 助 | 古 谷 精 次 |
| 津ノ池 佐一郎 | 山 本 千 代 輔 | 清 水 東 造 |
| 橋 本 豐 吉 | 關 口 志 佐 五 郎 | 植 田 庄 次 郎 |
| 生 島 貞 次 郎 | 師 岡 時 之 助 | 山 内 新 七 |
| 森 密 次 郎 | 淺 野 仁 | 尾 形 義 一 |
| 猪 俣 志 佐 治 | 多 田 正 廣 | 倉 石 五 市 |
| 能 美 金 五 郎 | 大 久 保 一 | 延 島 市 郎 次 |
| 瀧 田 稻 一 郎 | 東 方 秀 實 | 森 岡 牧 太 郎 |
| 藤 岡 武 松 | 栗 本 眞 一 郎 | 兒 島 三 郎 |
| 高 橋 忠 吉 | 原 善 聰 | 佐 藤 壽 藏 |
| 柳 澤 彌 右 衛 門 | 古 谷 政 以 | 岩 崎 重 次 郎 |

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 野 口 巖 次 郎 | 關 原 市 太 郎 | 茂 久 親 秋 |
| 植 村 保 藏 | 德 江 鶴 太 郎 | 小 山 耕 太 郎 |
| 降 旗 幸 太 郎 | 安 松 虎 雄 | 齋 藤 敬 二 |
| 鈴 木 饒 五 郎 | 岡 山 幸 之 助 | 山 田 順 藏 |
| 中 谷 一 夫 | 鈴 木 伊 三 郎 | 山 下 重 藏 |
| 松 島 與 真 一 | 樽 野 正 照 | 松 本 喜 十 郎 |
| 今 井 莊 九 郎 | 種 賀 廣 吉 | 小 野 倉 太 郎 |
| 原 口 淺 太 郎 | 牧 野 日 興 | 安 川 昭 齊 |
| 武 田 慧 宏 | 引 野 長 司 郎 | 柏 木 幸 平 |
| 蘭 牟 田 彦 太 郎 | 福 岡 幸 太 郎 | 梅 本 増 次 郎 |
| 坂 卷 金 太 郎 | 西 元 龍 孝 | 西 本 千 勢 野 |
| 淺 野 眞 重 郎 | 味 田 村 鈴 彦 | 桑 原 寛 一 |
| 中 野 欽 一 郎 | 田 村 常 六 | 伊 東 龍 臣 |
| 尾 崎 雅 喬 | 浦 井 定 吉 | 箕 田 長 平 |
| 吉 野 七 之 助 | 前 田 常 太 郎 | 風 間 國 太 郎 |
| 伊 藤 清 作 | 風 間 權 平 | 藤 井 藤 藏 |
| 櫻 田 恒 藏 | 園 權 一 | 香 川 又 二 郎 |
| 永 田 直 之 丞 | 早 崎 春 香 | 如 一 岳 |
| 藤 澤 正 啓 | 小 河 滋 次 郎 | 石 澤 巖 吾 |

第二項 囚人ニ通身検査ヲ行フトキハ禮儀尊敬ノ念ヲ失フコトナク恰モ隱匿シタル物件ヲ發見スルニ必要ナル如キ態度ヲ以テスヘシ

第三項 他囚ノ在ル所ニテ通身検査ヲ行フヘカラス

第六條 携有ヲ許サザル財貨物件ヲ囚人ノ監獄ヘ持込ミ又ハ其使用ノタメニ送入シタルトキ典獄ハ之レヲ保管シテ財産目録ニ記入スヘシ

第七條 女囚ノ通身検査ハ女監取締之レヲ行フヘシ 其他女囚ノ入監移監又ハ出獄ニ關シテ男囚ト異ナルコトナシ

第八條 姓名年齢身長體重狀貌異徵風采其他囚人ニ關シテ必要ナル計量及細目ハ入監ノ際及ヒ時々規定ノ方法ヲ以テ記録スヘシ

第九條 正法履行上必要ナルトキハ收監ノ際及ヒ其後囚人ヲ一々撮影スルコトヲ得 但寫眞ハ之ヲ受理スヘキ職權ヲ有スル者ニアラサレハ何人ニモ之レヲ渡スヘカラス

第十條 囚人入監ノ後醫官ハ成ヘク早ク別々ニ之ヲ診視シ囚人ノ健康狀態其他所定ノ細目ヲ記録スヘシ

第十一條 囚人移監又ハ出獄ノ前醫官ハ一々之レヲ診查スヘシ 移監シテ差支ナシト醫官ノ證明スルニアラサレバ囚人ヲ他監ニ移スベカラズ 急性又ハ危篤ノ病ニ罹レル者ハ本人ノ出獄ヲ要求スルニアラサレハ醫官ノ診斷ニヨリ出獄シテ差支ナキトキ迄監獄ヨリ出スヘカラス

第十二條 囚人ヲ收監シタル時典獄又ハ醫官ヨリ特別ノ指揮ナキ者ニ限り之レヲ入浴セシムヘシ

第十三條 囚人中皮膚病又ハ惡蟲ニ苦シム者アルトキハ之レヲ驅除スル方法ヲ講スヘシ

第十四條 囚人ヲ收監シタル後囚人ノ行狀待遇ニ關スル規則ノ概要ヲ聞カシメ爾後典獄ハ此規則ノ趣旨及ヒ其效果ヲ知ラシムル適當ノ方法ヲ取ルヘシ

第十五條 囚人押送中ハ成ヘク之ヲ公衆ニ見セシムヘカラス 公道ヲ通過スルトキ其暴露ヲ避ケンカ爲メニ必要ナルトキハ馬車又ハ其他ノ有蓋車ヲ用フヘシ

第十六條 千八百九十八年發布ノ監獄條令第九節ニ依リ減刑ヲ得ルタメニ囚人ノ納附スヘキ金額ノ一部ヲ償却セントスル者ハ日曜日又ハ平日午前九時以前午後四時以後ニ於テナスヘカラス

第十七條 囚人作業ノ爲メ押送ノ命令アリタルトキハ其何處ニ在ルヲ問ハス囚人ノ獄外ニ在ル間其處ニ押送スヘキ指揮ヲ受ケタル官吏之ヲ監視スヘキモノトス

第十八條 囚人出獄ノ際之レニ與フル贈與金ハ囚人保護協會ヲ經ルカ又ハ其誤用ヲ防クタメニ監獄事務官ノ定ムル方法及條件ニ從ヒテ渡スコトヲ得

第十九條 女囚ノ小兒ニシテ乳養ヲ要スルモノナルトキハ母ト共ニ之ヲ收監スルコトヲ得 此場合ニアリテハ獄務委員會ヨリ乳兒收監ノ決定ヲ右ノ女囚收容ノ際ニ付與スヘキモノトス一旦收監シタル乳兒ハ他ニ移スモ可ナリトノ醫官ノ證明アルマテ其母ヨリ離スコトヲ得ス 乳兒生後九ヶ月ニ達シタルトキ醫官ハ此後引續キ留置スルノ必要アルヤ否ヤヲ報告スヘシ 但シ特別ノ事情アルニアラサレハ乳兒生後十二ヶ月後ハ之レヲ監獄ニ置クヘカラス 監獄收容中ノ乳兒ハ公費ヲ以テ衣類ヲ給與スルコトヲ得 乳兒出獄ノ前典獄ハ豫メ親屬ニ照會シ其之レヲ引受クルノ意思並ニ身分アルヤヲ確ムヘシ 親屬ノ引受クル能ハサルトキ典獄ハ豫メ母ノ指定スル區區ノ養育院吏員ニ通告シテ之レヲ同院ニ送ラシムヘシ

第二十條 何等ノ名義ヲ以テスルモ『アルコール』性ノ酒類ハ一切囚人ノ使用スルヲ許サス 但シ特別ノ規則ニヨリ又ハ醫官ノ處方箋ニヨリテ分量及ヒ之レヲ使用スヘキ囚人ノ姓名ヲ明記シタル場合ハ此限ニアラス 此規則ハ病室ノ使用ニ備ヘ醫官ノ保管スル監獄内ノ酒類ニ適用セス

食物 衣服 臥具

第二十一條 監獄事務官ノ決定ニヨリ或ハ特ニ醫療上ノ必要ナルニアラサレハ監獄内ニ於テ喫烟シ又ハ烟草ヲ差入ル、ヲ許サス 醫療上必要ナル場合ハ醫官ノ證明書アル者ニ限ル 此際醫官ハ其一通ヲ調治簿ニ記入スヘキモノトス

第二十二條 囚人ニハ各自其割合ニ應ジテ一定量ノ衛生ニ適スル食ヲ供給スヘシ 食糧ノ多寡ヲ料定スルニハ囚人ノ性及ヒ作業其他斟酌ヲ要スル事情ニ注意スベシ

第二十三條 囚人ニシテ自己ノ食糧ニ注意センコトヲ愁訴シ又ハ自己ノ食糧力相當ノ分量ナルヤ否ヤヲ確ムルタメニ之レヲ量ランコトヲ請フモノハ食物ヲ受取リタル後成ヘク早ク之レヲ申出テサルベカラス 檢量ハ該囚人及ヒ之レカ爲メニ差遣ハサレタル官吏立會ノ上ニテ之レヲ行フ 明カニ喧騒擾亂ヲ惹起サントノ目的ヲ以テ此規則ヲ利用シ理由ナキ愁訴ヲ幾度モナス者ハ之レヲ監獄紀律ノ破壞者ト見做シ處罰セラルルコトアルヘシ

第二十四條 (刪除)

第二十五條 典獄ハ囚人ニ供給スル食糧ノ品質ニ就テハ醫官ト協議スヘシ

第二十六條 囚人ハ葡萄酒麥酒其他醱酵性ノ飲料ヲ用ユルヲ許サス 但シ醫官ノ處方箋ニ依リ分量及之レニ使用スル囚人ノ姓名ヲ明記シタルモノ(醫官ハ之レヲ調治簿ニ記入スヘシ)又ハ特別ノ規則ニ依ルモノハ此限ニアラス

第二十七條 囚人ハ特別ノ事情又ハ規則ニ依ルモノニアラサレハ監獄ノ給與以外ノ食物衣服臥具其他ノ必要品ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八條 特別ニヨリ別ニ規定スルモノニアラサレハ囚人ハ各自全部獄衣ヲ着用スヘキモノトス

第二十九條 囚人出獄ノ際自衣ハ之レヲ破棄スル必要アルニアラサレバ返付スヘシ 破棄シタルキハ別ニ衣服ヲ支給スヘシ

第三十條

囚人ハ通例晝夜トモ一人ニテ一監房ニ在ルヘシ(別ニ指揮アリタルトキハ除ク)醫療上其他特別ノ事情ニヨリ同居スヘキ必要アルトキハ三名以上一室ニ在ルコトヲ得 但シ寢臺ハ各自別異スヘキモノトス

第三十一條 囚人ニハ指定セラレタル相應ノ臥具ヲ給スヘシ 嚴寒ノ際又ハ特ニ醫官ノ必要ト認メタル場合ニハ別ニ衣服臥具ヲ増給スルコトヲ得

第三十二條 十六歳以上六十歳未満ノ男囚ニシテ強^{アドレミア}杖ヲ言渡サレタル者ハ特ニ醫官ノ反對命令アルニアラサレハ刑期ノ最初十四日間臥褥ナクシテ就眠スヘキモノトス 懲罰ノ外十四日以後ハ臥褥ヲ取去ルコトヲ得ス

清潔

第三十三條

第一項 囚人ハ自己ノ身體ヲ清潔ニスルハ勿論其他清潔ニ關スル規則ヲ遵守スヘキモノトス

第二項 女囚ノ髮ハ惡蟲又ハ不潔ノタメ若クハ健康上醫官ノ必要ト認メタルトキノ外本人ノ承諾ナクシテ之レヲ短薙スヘカラス 又男囚ノ髮ハ健康及清潔ノタメ必要ナルヨリ以上ニ短薙スヘカラス

第三項 囚人ハ各自健康及清潔ヲ保持センカ爲メニ時々定メラレタル洗濯入浴及散髮ニ關スル法規ニ從フヘキモノトス

第四項 囚人ハ他囚ノ面前ニ於テ脱衣シ又ハ入浴スヘカラス

第五項 囚人ハ各自其監房什器書籍其他ノ使用物品並ニ衣服臥具ヲ清潔ニ排置シ園内通路其他指定セラレタル監獄ノ各部分ヲ掃除スヘシ

分類 減刑

第三十四條 第一區及第二區犯人ヲ除キ一切ノ已決囚ヲ左ノ如ク分類ス

(イ) 星狀犯人 會テ重罪ニ處セラレタルコトナク若クハ犯罪ノ習慣トナリ 又墮落セル習慣ヲ有セザル者之レニ屬ス

(ロ) 通常犯人 會テ重罪ニ處セラレタル者又ハ習慣性ノ犯罪墮落セル習慣ヲ有スル者之レニ屬ス

(ハ) 幼年犯人

第三十五條

第一項 階級制度ヲ設ケ各級ニ特種ノ特典ヲ附スヘシ 而シテ囚人ハ各自此制度ニヨリテ利益ヲ得ヘキモノトス

第二項 囚人ハ何レノ級ニアリテモ此規則ニ定ムル特典ヲ失フニアラサレハ其級ニ在ル間ハ之レニ屬スル一切ノ特典ヲ附與セラルベシ

第三項 下級ヨリ上級ニ進ムルハ囚人ノ精勤ニ依ルベシ 怠惰又ハ不行儀ナルトキハ進級セシメヌ又ハ下級ニ貶シ若クハ其級ニ屬スル特典ノ一ヲ褫奪スルコトヲ得

第三十六條

第一項 囚人各自ノ勤惰ニ關スル日々ノ記録ハ採點ヲ以テシ之レガ判定ニハ典獄及典獄代理周到ニ監督スベク囚人ノ得タル點數ハ減刑ノ一條件トナリ又不行儀ノ廉アルトキハ點數ヲ減スヘシ

第二項 囚人ハ上級ニ進ム一條件トシテ現在ノ級ニ定メラレタル全點ヲ得ルヲ要ス

第三項 精勤ニヨルニアラス身体又ハ精神ノ虛弱ナルカ爲メニ刑ノ減輕ヲ行フトキノ點數ハ病ノ眞實ニシテ虛構ニアラサルコト若クハ不行儀ノ結果ニアラサルコトヲ醫官ノ證明シタル場合ニ之レヲ許ス

第三十七條 一回又ハ累次ノ宣告ニヨリ六ヶ月間以上禁錮ヲ言渡サレタル已決囚ハ特別ノ精勤ト善行

トニヨリ六ヶ月間現役ノ後殘餘ノ期間ノ四分ノ一以內刑ノ減輕ヲ行フコトアルヘシ其出獄ノ際ハ千八百九十八年發布ノ監獄條令第八節ニ從ヒ釋放シタル旨典獄ノ證明書ヲ受クヘシ

役業

第三十八條

囚人ハ之レヲ監獄雜務ニ服セシムルコトヲ得 然レトモ監獄ノ戒護官吏雇人ノ用務其他他囚ノ用務又ハ教育ニ從事セシムヘカラス

第三十九條

第一項 幼年犯人ナラサル男囚ニシテ強役ヲ言渡サレタル者ハ二十八日間二十八日未滿ノ者ハ其刑期間嚴密ニ各自別異シテ強役又ハ激シキ手工ニ服スヘシ 但シ食時ヲ除キ囚人一日十時間以上六時間以內ハ服役セサルモノトス 刑期二十八日以上ノ者ニシテ行狀善良ナルトキハ二十八日後若シ實行スルヲ得ハ共同シテ輕役ニ服役セシムヘク且ツ階級制度ノ一切ノ特典ヲ得ルニ至ルヘシ但シ囚人ハ其作業ニ堪フルトノ醫官ノ證明アルニアラサレハ之レヲシテ如何ナル種類ノ作業ニモ服役セシムヘカラサルモノトス

第二項

健康不良ノ老囚又ハ分房拘禁ヲ否トスヘキ身體若クハ精神ノ疾病ニ罹レル囚人ハ醫官ノ指定スル作業及方法ニ從フヘシ

第四十條

強役ヲ課セサル禁錮ノ言渡シヲ受ケタル者ハ醫官ノ其作業ニ堪ヘスト證明スルニアラサレハ毎日十時間以內六時間以上(食時ヲ除ク)規定ノ時間中作業ニ服スヘキモノトス 作業ヲ怠ルトキハ處罰スルコトアルヘシ 該囚人ハ刑期ノ初ヨリ有用ノ業務ニ服役スヘク若シ必要ナルトキハ之レカ爲メニ共同作業スルコトヲ得 又階級制度ニヨリ品行端正ニシテ作業ニ精勵ナル者ニ與フル如キ特典ヲ得ヘシ

第四十一條

一般囚人ノ作業ハ成ヘク生産力アルモノタルヘシ 又其教授シ實踐スル職業ハ爲シ得ル

ナラハ釋放ノ際囚人ノ生計ヲ營ムニ適スル如キモノタルヘシ

第四十二條 強役ヲ言渡サレタル女囚ハ其作業ニ堪ヘサルコトヲ醫官ノ證明スルニアラサレハ毎日十時間以内六時間以上(食時ヲ除ク)規定セラレタル時間中作業ニ服スヘシ監獄監察委員又ハ出獄人保護協會員ノ此問題ニ關シテ提出シ得ヘキ勸告ニ就テハ當事者常ニ注意スヘキモノトス

第四十三條 第一項 日曜日耶穌降誕日復活祭前ノ金曜日及ヒ斷食日又ハ感謝日ニハ囚人ノ服役ハ監獄ニ必須ナル役務ノミニ限ル

第二項 猶太人ハ其安息日若クハ規定ノ祭禮日ニハ之レニ作業ヲ強ユヘカラス

第四十四條 醫官ハ強役ヲ言渡サレタル囚人ノ服役時間中時々之レヲ診視シ引續キテ作業ニ服スルトキハ健康ニ害アリト認ムル囚人ノ姓名ヲ其調治簿ニ記入スヘシ爾後該囚人ハ醫官ノ其作業ニ堪ユルト證明スル迄再ヒ之レヲ作業ニ服セシムヘカラス

健康

第四十五條 囚人監房内又ハ室内ノ作業ニ服役スルトキハ作業ノ性質及ヒ囚人ノ健康狀態ニ注意シ實行シ得ルトキハ一時間又ハ其健康ニ必要ト醫官ノ認ムル時間中毎日運動スルコトヲ許ス爲シ得ルナラハ雨天ノ際掩蓋ノ下ニテ運動セシムル方法ヲ設クヘシ

宗教々育

第四十六條 監獄ニ教誨師ヲ任用シタルトキハ其任命後一ヶ月以内ニ監獄ノ屬スル管内ノ僧正ニ通知書ヲ傳達スヘシ教誨師ハ僧正ヨリ之レカ爲メニ免許狀ヲ得ル迄何レノ監獄ニ於テモ執務スルコトヲ得ス 免許狀ノ効力消滅シタルトキ亦同シ

第四十七條

第一項 英國教會ノ禮拜式ヨリ抄出シタル祈禱ノ法文ハ教誨師又ハ教誨師在ラサルトキハ典獄其他監獄事務官ノ認可シタル者事務官ノ定メタル時ニ於テ日々之レヲ誦讀スヘシ

第二項 教誨師ハ毎日曜日耶穌降誕日及ヒ復活祭前ノ金曜日并ニ斷食又ハ感謝ノ爲メニ指定セラレタル日 朝夕二回規定ノ時間教誨堂其ノ他指定セラレタル場所ニ於テ祈禱文ヲ誦シ説教ヲナスヘシ

第三項 教誨師ハ囚人ニシテ聖餐ヲ受クルコトヲ望ミ又之レヲ受クルニ適當ナル心狀ニアリト認ムル者ニ恰當ノ時期ニ於テ聖餐ヲ施スヘシ

第四項 囚人ハ相當ノ理由ニヨリ典獄ノ其缺席ヲ許可シタルトキ又ハ監獄監察委員會若クハ監獄事務官ノ特ニ其出席ヲ免シタル、キニアラサレハ祈禱又ハ宗教上ノ儀式行ハル、時ハ必ス之レニ出席スヘシ但シ此規則ハ英國教會ト異ナル教會又ハ宗門ノ牧師ノ出席又ハ接見ヲ受クル囚人ニ適用セス 又囚人ノ自己ノ屬セサル教誨又ハ宗門ノ教誨師牧師若クハ宗教々育者ノ行フ宗教上ノ儀式又ハ宗教々育ニ強ヒテ之レヲ出席セシムヘカラス

第四十八條 教誨師ハ監獄ニ於テ行ハル、惡習非禮ヲ探知シタルトキハ直ニ之レヲ典獄及ヒ必要ナルトキハ監獄事務官ニ通告スヘシ

第四十九條 教誨師ハ職務ニ關聯シタル重要事項ヲ登錄スヘキ帳簿ヲ保管シ之レニ規定ノ事項及其他ノ記録ヲ控ヘ又規定ノ報告書ヲ作ルヘシ

第五十條 教誨師ハ毎年三月三十一日以後成ヘク早ク其日ヲ以テ終レル年度ニ關シ囚人ノ宗教上及ヒ道德上ノ情況學校ニ施シタル教育ノ結果其他自己ノ職權上ニ屬スル所望ノ事項ヲ具備シタル報告書ヲ監獄事務官ニ差出スヘシ 又監獄事務官ニ致サンコトヲ望ミ若クハ同事務官ノ命スル如キ自己ノ職掌ニ關聯シタル諸點ニ就テハ定期及ヒ監獄事務官ノ通知ニ對シテ時々報告ヲナスヘシ教誨

師ハ又何時ニテモ其事務ノ改善又ハ利益ヲ圖ル爲メニ建議ヲ提出スルコトヲ得 而シテ之レヲ其
年報ノタメニ保存スルヲ要セス

第五十一條 教誨師ハ日々監獄ニ出勤シ教誨堂臨席并ニ出勤退廳ノ時刻及ヒ執務ノ概要ヲ帳簿ニ記錄
スヘシ

第五十二條 第一項 囚人入獄及出獄ノ際教誨師ヘ之レヲ引見シテ訓誡スヘシ 囚人ノ刑期満時々各囚ヲ個々ニ
引見スルモ亦 職務ニ屬ス 而シテ其精神の看守ノ下ニアル囚人ヲ改悛セシムルニ十分ノ盡力ヲ
ナスヘシ

第二項 教誨師ハ病室ニアル病囚ノタメニ日々祈禱ヲ捧ケ又懲罰中ノ囚人ヲ日々接見スヘシ
第三項 教誨師ハ執務時間ノ大部分ヲ囚人接見訓誡及ヒ教育ニ充テントコトヲ期シ正當ノ時間ニハ常
ニ精神の忠言及ヒ援助ヲ要請スル囚人ニ接見スヘシ

第四項 本條ハ監獄牧師ノ接見ヲ受クル囚人ニ適用セス
第五十三條 教誨師ハ監獄ニテ死亡シタル英國教會所屬ノ囚人ノ葬儀ニ於テ弔詞ヲ誦讀スヘシ
但シ弔詞誦讀ノ規定異ナル場合ハ此限ニアラス

第五十四條 教誨師ハ典獄ト一致協力シテ囚人出獄ノ際其職業ヲ得セシメンカ爲メニ盡瘁スヘシ
第五十五條 教誨師ハ死刑執行ヲ言渡サレ又ハ死刑ニ處スヘキ罪ヲ犯シタル囚人ニハ特別ノ注意ヲナ
スヘシ

第五十六條 許可ヲ得テ監獄ニ在ラサルトキ教誨師ハ代理人ヲ指名シテ監獄事務官ノ認可ヲ經ヘシ
教誨師ハ又監獄事務官ノ認可ニ從ヒ教誨堂ニ於ケル職務ノ一部ヲ遂行スルニ當リテ時々僧侶ノ援
助ヲ受クルコトヲ得僧侶ノ姓名ハ之レヲ其帳簿ニ控ユヘシ

再版廣告

典獄 印南於兔吉君 編纂
司法屬土屋直文君

增訂監獄法規

實價金三十五錢
郵税金 八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關ス
ル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ
於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且攜帶ニ便ニシテ價モ
又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監
獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二二番
振替貯金口座七九八三番

會費送附方

肩書	番地	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町	五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

神田一ツ橋通郵便局
明治四十年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼 磯村政富
編輯人 磯村兌貞
東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
發行所 監獄協會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所 東京書院活版部
東京市神田區鎌倉町七番
賣捌所 同支店

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第貳拾卷第拾號) (明治四十年十月二十日發行每月一回二十日發行)